

第1回 ごみゼロプラン推進委員会

The title is centered on the page. Behind the text are several decorative circles: a white circle with a light purple outline behind the first part of the title, and several solid light purple circles of varying sizes scattered around the text.

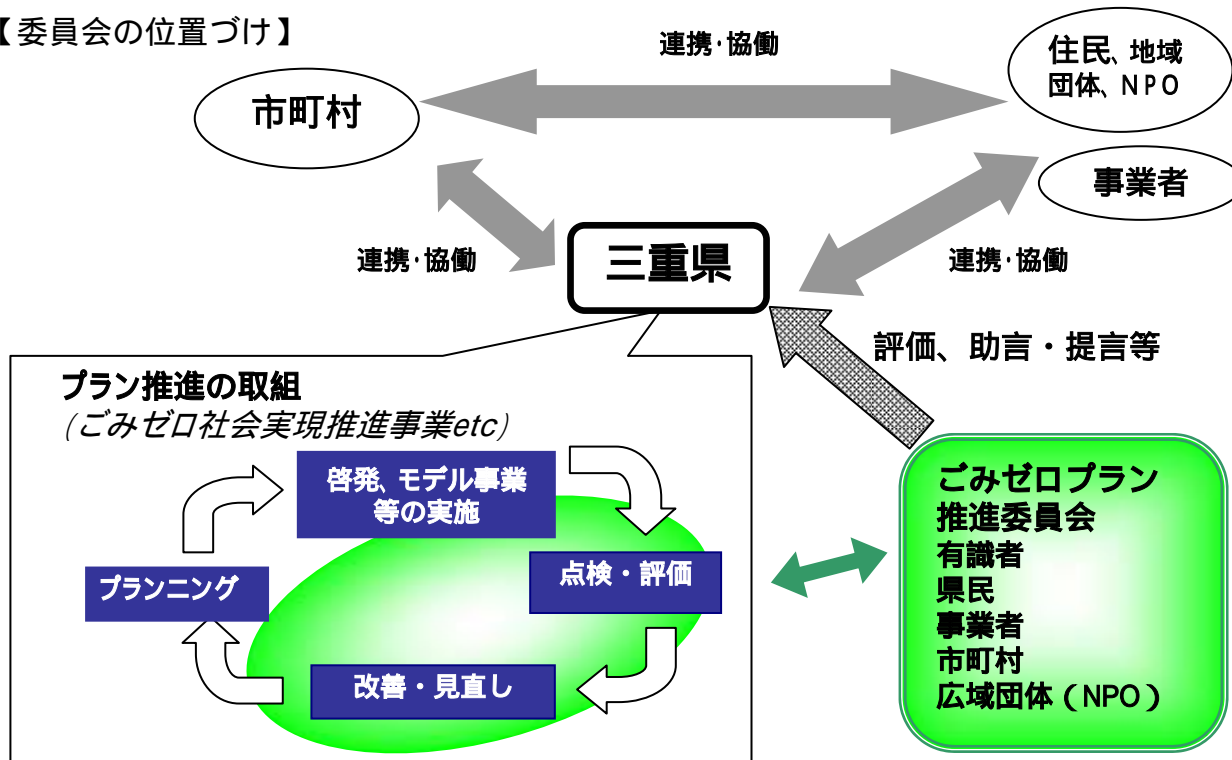
三重県ごみゼロ推進室

ごみゼロプラン推進委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 ごみゼロ社会実現プラン(以下「プラン」)推進の取組について幅広い見地から評価・調査検討などを行い、その結果をPDCAサイクルによるマネジメント活動に反映することによりプランを効果的かつ着実に推進していくため、住民、事業者、市町村及び民間団体等で構成する「ごみゼロプラン推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

【委員会の位置づけ】



(所掌事務)

第2条 委員会は、プラン推進の取組について、第三者機関として一定の評価を行うとともに、多面的な調査検討等を行い大所高所から助言・提言などを行う。

ごみゼロプラン推進委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長と副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 委員長は、必要と認める時は、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

ごみゼロプラン推進委員会設置要綱

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

ごみゼロプラン推進委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 ごみゼロ社会実現プラン(以下「プラン」)推進の取組について幅広い見地から評価・調査検討などを行い、その結果をPDCAサイクルによるマネジメント活動に反映することによりプランを効果的かつ着実に推進していくため、住民、事業者、市町村及び民間団体等で構成する「ごみゼロプラン推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、プラン推進の取組について、第三者機関として一定の評価を行うとともに、多面的な調査検討等を行い大所高所から助言・提言などを行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長と副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 委員長は、必要と認める時は、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

別表

ごみゼロプラン推進委員会委員名簿（案）

氏名	所属団体・役職等	備考
【県民】		
高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長	南勢志摩地域
立田 彰子	伊賀環境問題研究会	中勢・伊賀地域
羽根 いち子	輪リサイクル思考副代表	北勢地域
【事業者】		
西川 四朗	マックスバリュ中部株式会社総務部総務担当マネージャー	流通・販売関連事業者
服部 茂樹	北勢商事株式会社代表取締役	リサイクル関連事業者
村田 清	井村屋製菓株式会社経営企画室長	製造関連事業者
【広域団体・NPO】		
植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長	
長尾 計昌	四日市生活創造圏ビジョン推進協働会議 345 30会会長	
新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事	
渡辺 味	三重県PTA連合会会長	
【学識者】		
岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	
金谷 健	滋賀県立大学助教授	
広瀬 幸雄	名古屋大学大学院教授	
【市町村】		
近藤 茂広	三重県市町村清掃協議会(桑名市環境部廃棄物対策課長)	副会長市
渡邊 実	三重県市町村清掃協議会(伊勢市生活環境部資源循環課長)	会長市

名簿については50音順

ごみゼロプラン推進委員会(仮称)の設置について

1. 趣旨

ごみゼロ社会実現プラン(以下「プラン」)推進の取組について幅広い見地から評価・調査検討などを行い、その結果をP D C Aサイクルによるマネジメント活動に反映することによりプランを効果的かつ着実に推進していくため、住民、事業者、市町村及び民間団体等で構成する「ごみゼロプラン推進委員会(仮称)」を設置する。

委員会は、プラン推進の取組について、第三者機関として一定の評価を行うとともに、多面的な調査検討を行い大所高所から助言・提言などを行う。プラン推進の取組に関する県のアドバイザー的存在である。

2. 委員会の構成

- ・有識者(3名)
- ・県民(若干名)
- ・事業者(3名)
- ・市町村(2名)
- ・広域団体・NPO(4名)

3. 委員会の活動

委員の任期は2年、再任は妨げない。ただし、1期目については、平成19年3月31日までとする。

活動の終期は設定しない。ただし、18年度中に活動のあり方について検討し今後の活動の方向を明確にする。

4. 委員会の運営

委員会の会議は、年3回程度開催するものとし、原則公開とする。

5. 検討事項

- ・県のプラン推進の取組の評価

県からの報告や現地調査をもとに、事業毎に成果(プランの基本目標に対する貢献度など)や問題点などを明らかにするとともに、今後の施策の展開方向等について検討する。

- ・プラン推進の取組の方向性や施策等に関する助言・提言

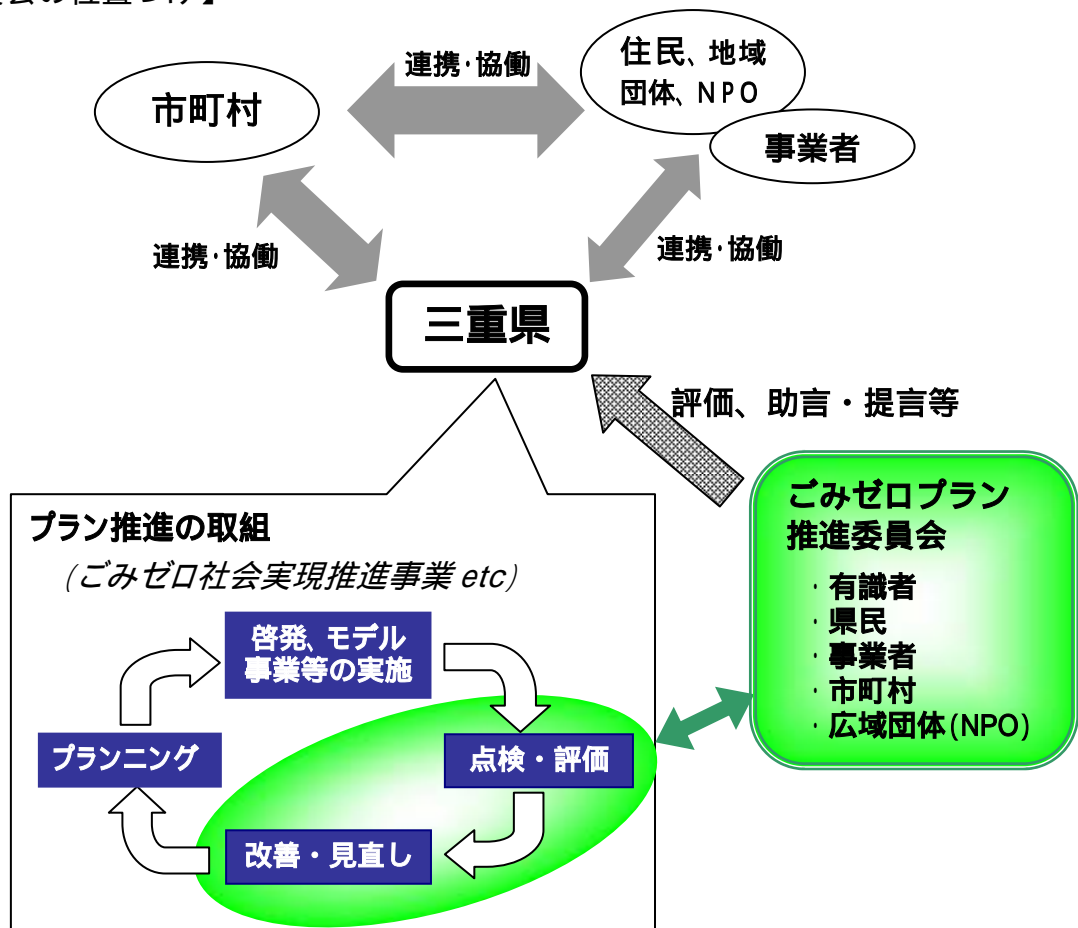
プランの推進に関わる各主体の取組の方向性や具体策等について、さまざまな観点から調査検討し、県をはじめとする関係主体に対して助言や提言を行う。

- ・ごみゼロ社会実現のための課題等に関する検討
ごみゼロ社会実現のための課題等について、長期的な視点から広く調査検討し、県をはじめとする関係主体に対して助言や提言を行う。

6. 開催スケジュール

- 11月 委員選定、就任依頼
- 12月 第1回会議開催
(プラン推進の取組に係る状況報告、平成18年度の取組方向等に関する意見交換、今後の進め方の検討等)
- 2月 第2回会議開催
(プラン推進の取組に係る状況報告、平成18年度事業の進め方等に関する意見交換、評価・調査検討の実施方法の検討等)
- 5月 第3回会議開催
(平成17年度事業の評価及び白書の取りまとめ、平成18年度事業の実施方法について意見交換、平成19年度の取組方向に関する検討等)

【委員会の位置づけ】



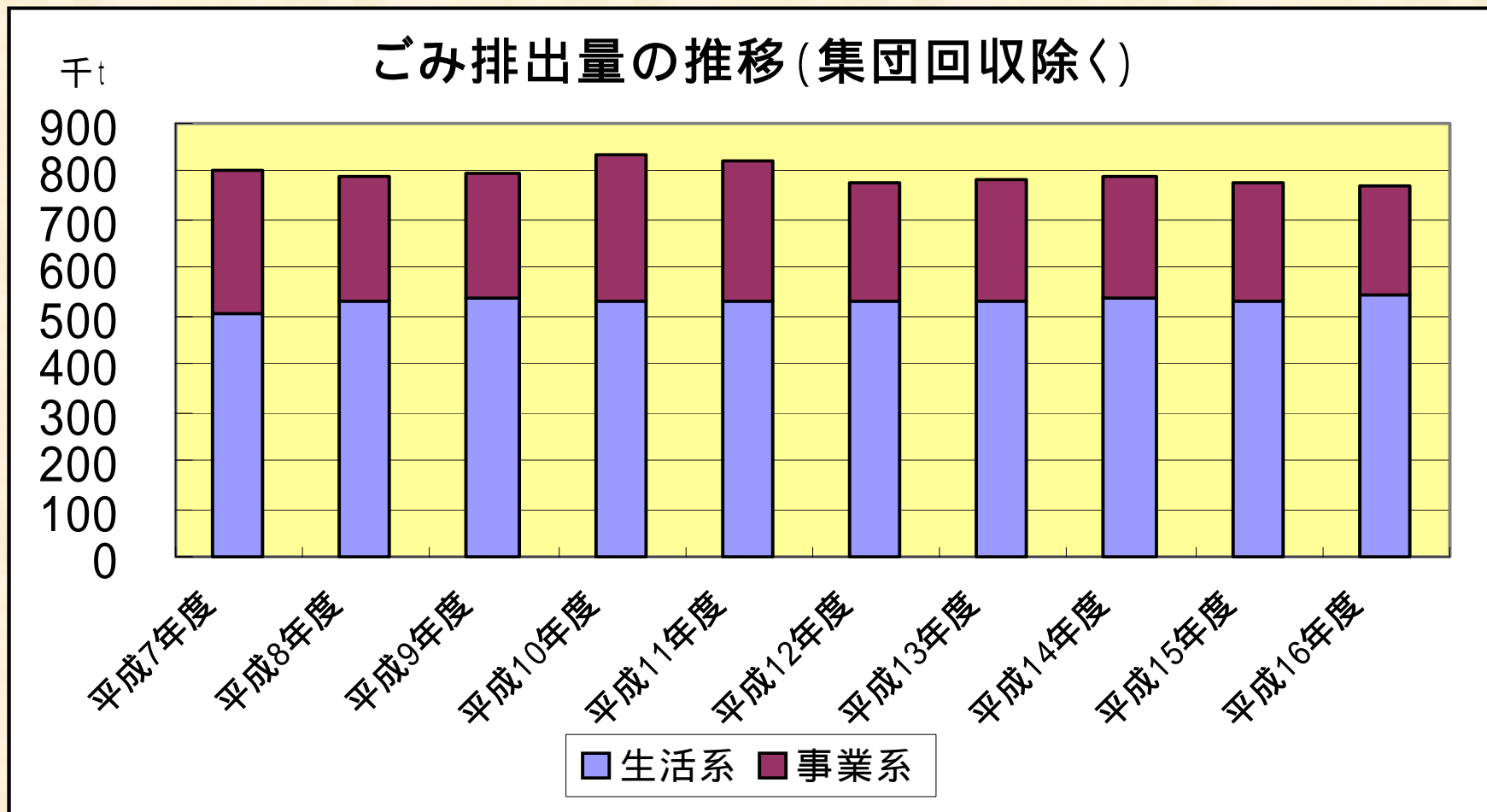
県内のごみ処理状況について

(平成16年度速報値)

(1) 排出の状況

県内のごみの総排出量は、平成7年度以降若干の増減はあるものの、概ね800千ト前後で推移している。近年においては、生活系ごみはほぼ横這い状況であり、事業系ごみはここ2,3年減少している。

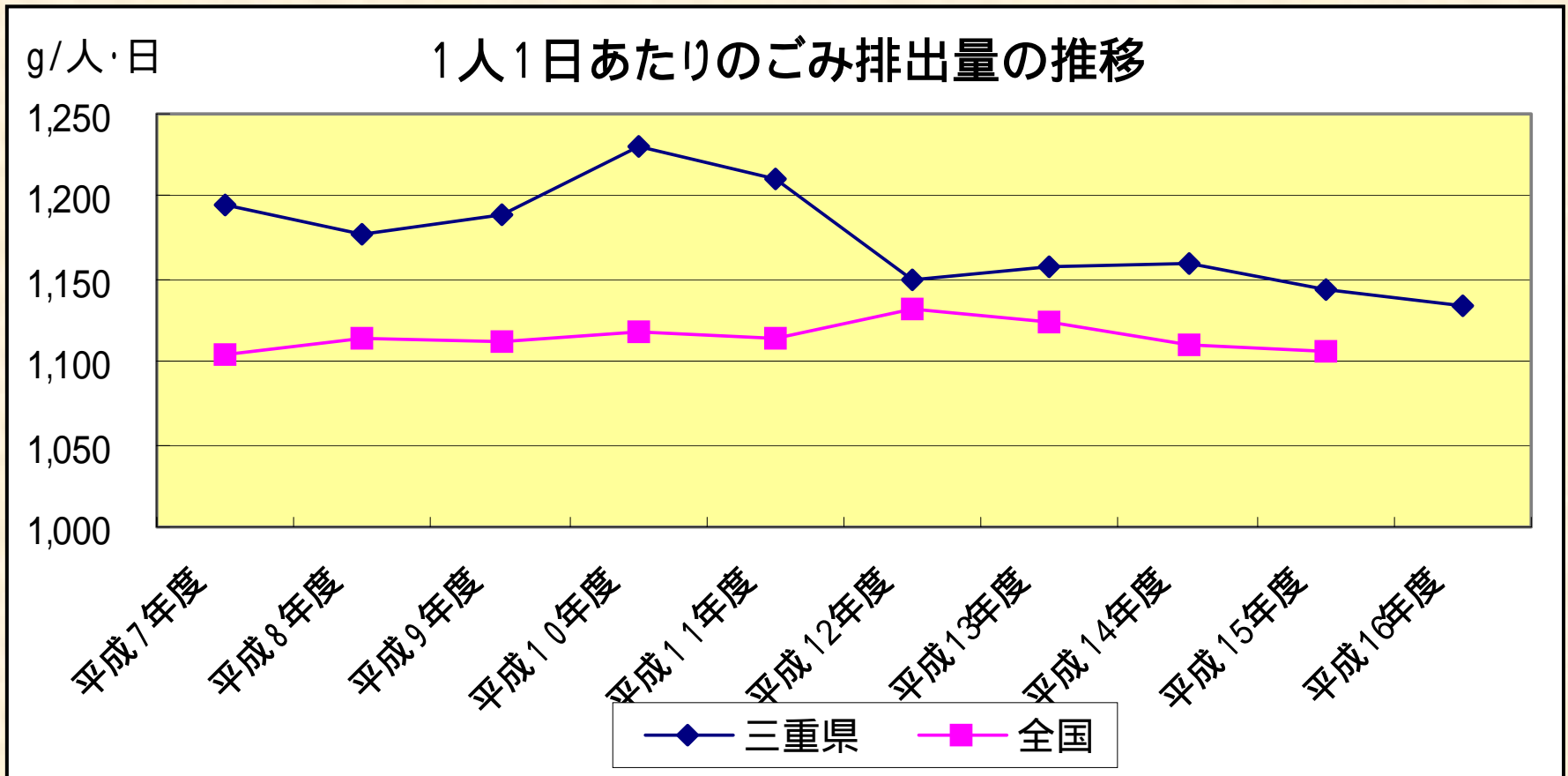
平成16年度の県内のごみ総排出量は773千トで、うち家庭から排出される生活系ごみが544千ト(70%)、事業系ごみが228千ト(30%)となっている。



【 1人1日あたりのごみ排出量】

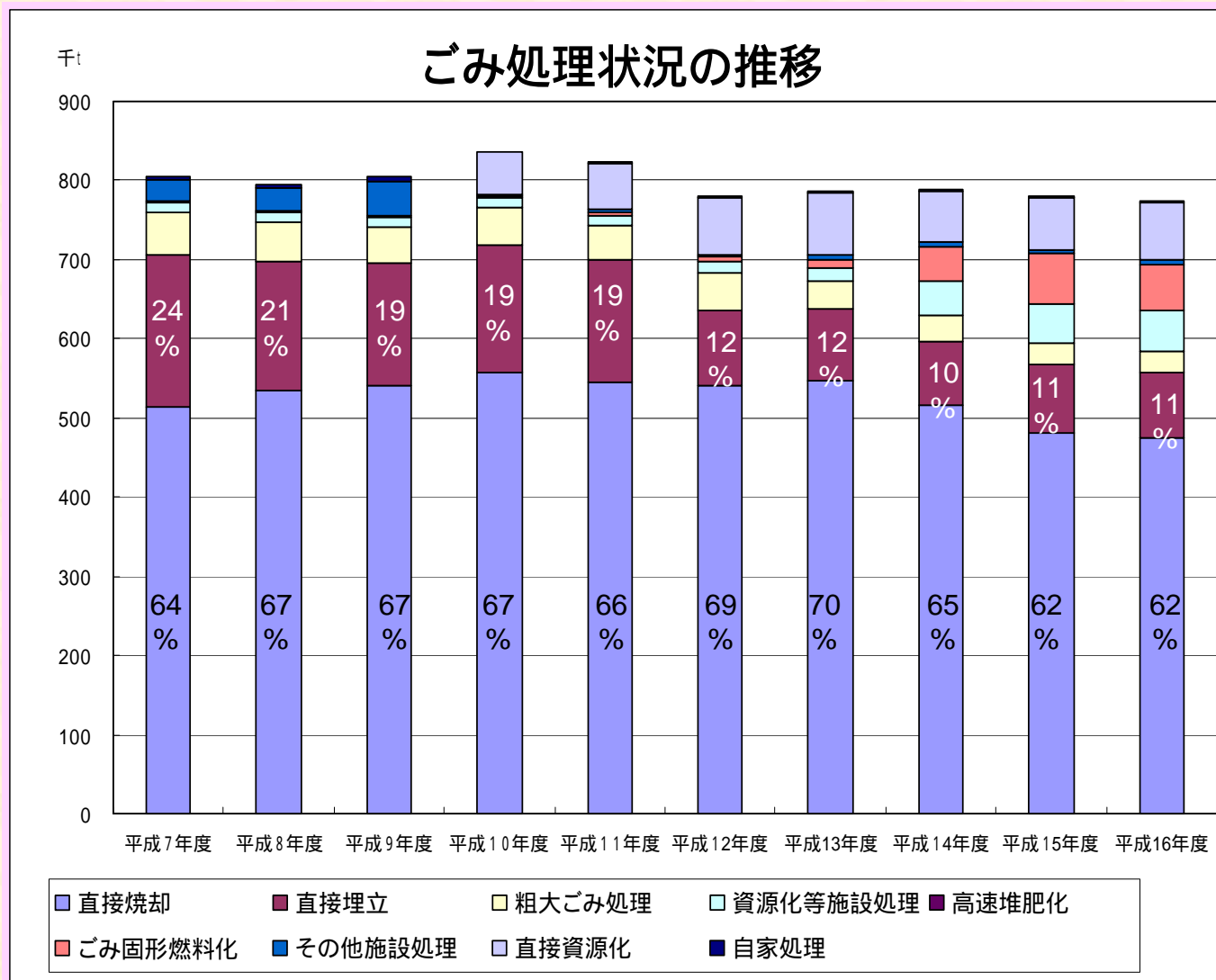
平成7年度以降増減はあるものの、概ね1,150～1,200gで推移しており、平成15年度の実績では1,144gと全国平均1,106gに比べて依然多い状況にある。

平成16年度における市町村ごとの1人1日あたりのごみ排出量を比較すると、最大は1,584g（紀伊長島町）、最小は560g（勢和村）と市町村間で大きな格差がある。



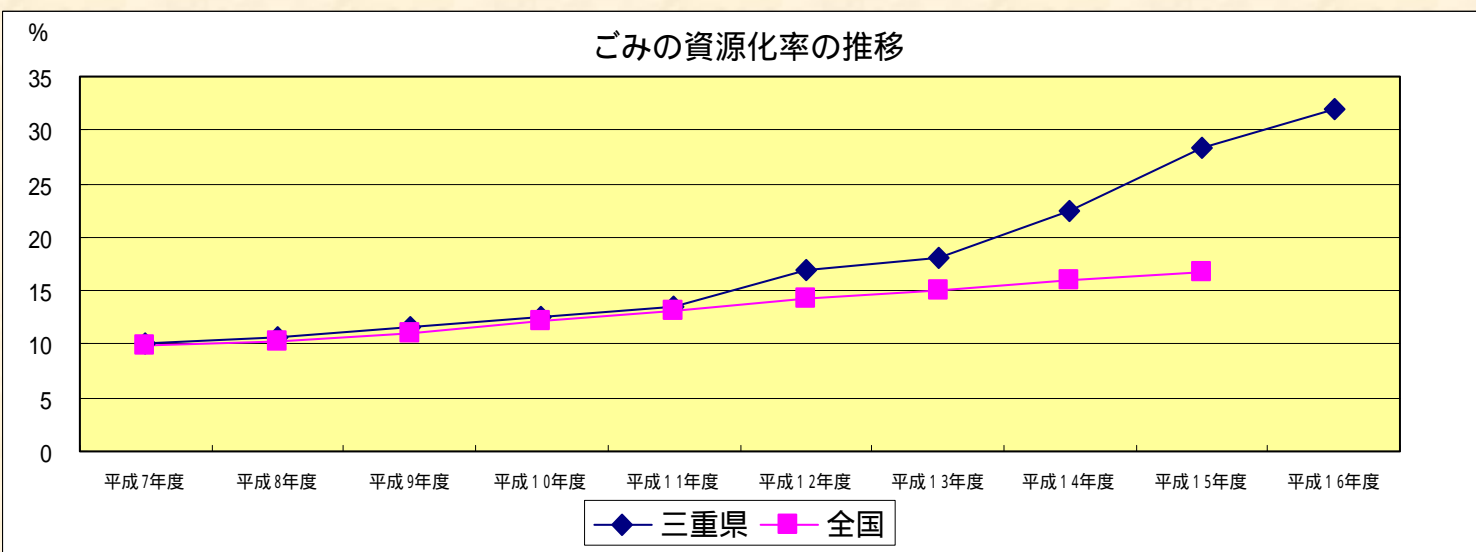
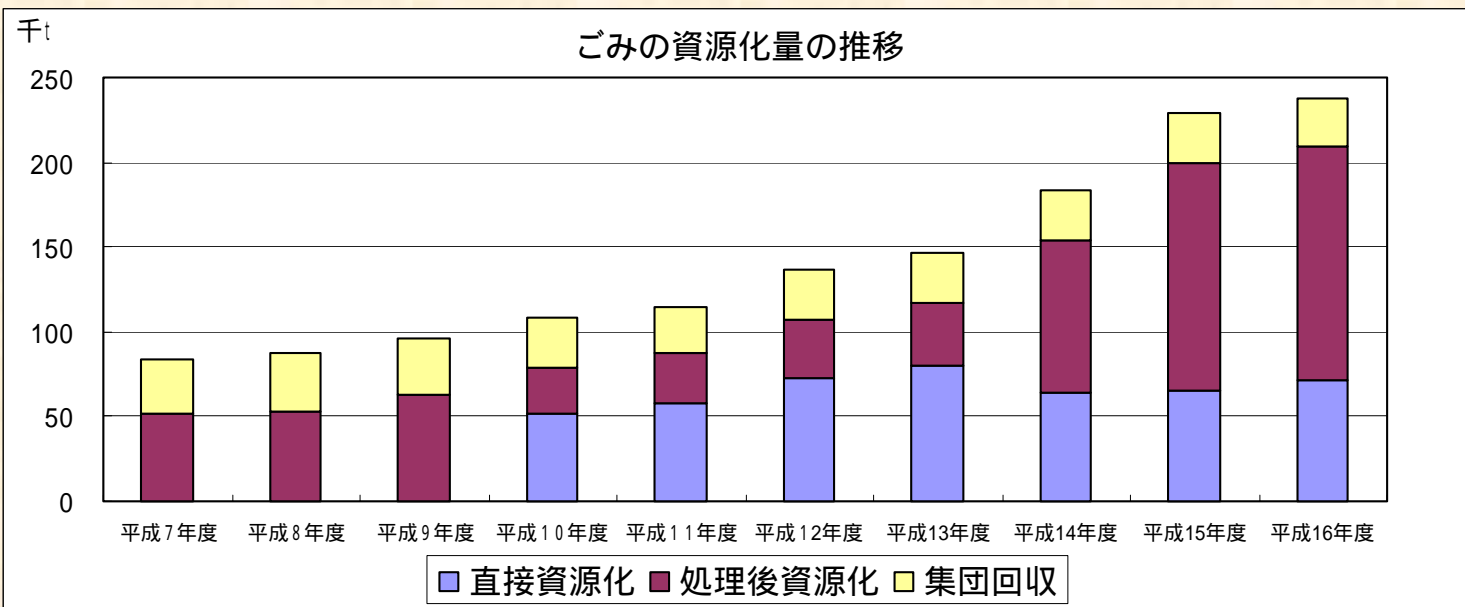
(2) 処理の状況

ここ数年においては、ごみ固形燃料化や焼却灰のスラグ化、容器リサイクル法の施行等により、直接焼却、埋立処理の割合は減少している。



【資源化】

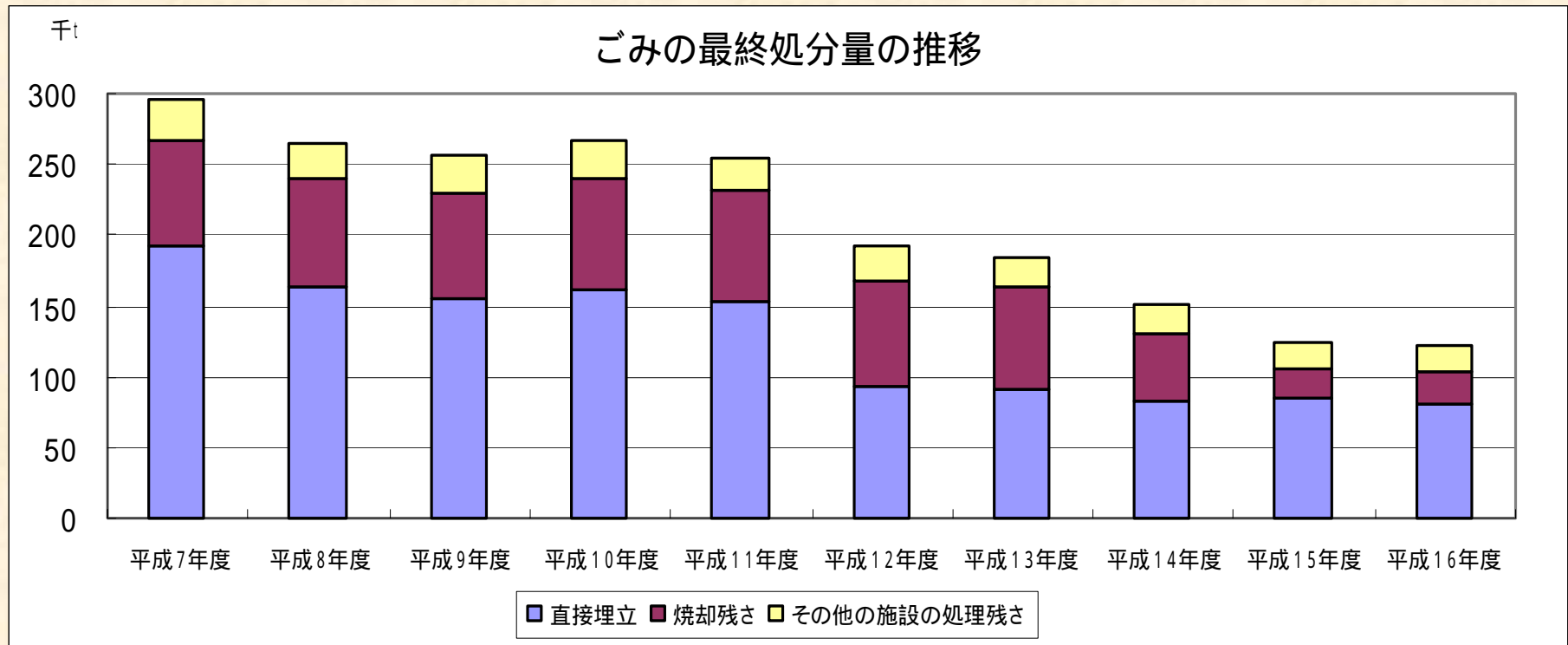
ごみの資源化量及び資源化率は、ごみ固形燃料化や焼却灰のスラグ化、容器リサイクル法の施行等により、年々増加しており、平成15年度の資源化率は28.4%と全国平均16.8%を上回る状況となっている。



【最終処分】

ごみの最終処分量は、焼却灰のスラグ化、容器リサイクル法の施行等により、年々減少しており、平成7年度と比較すると、平成16年度は約59%の減少となっている。

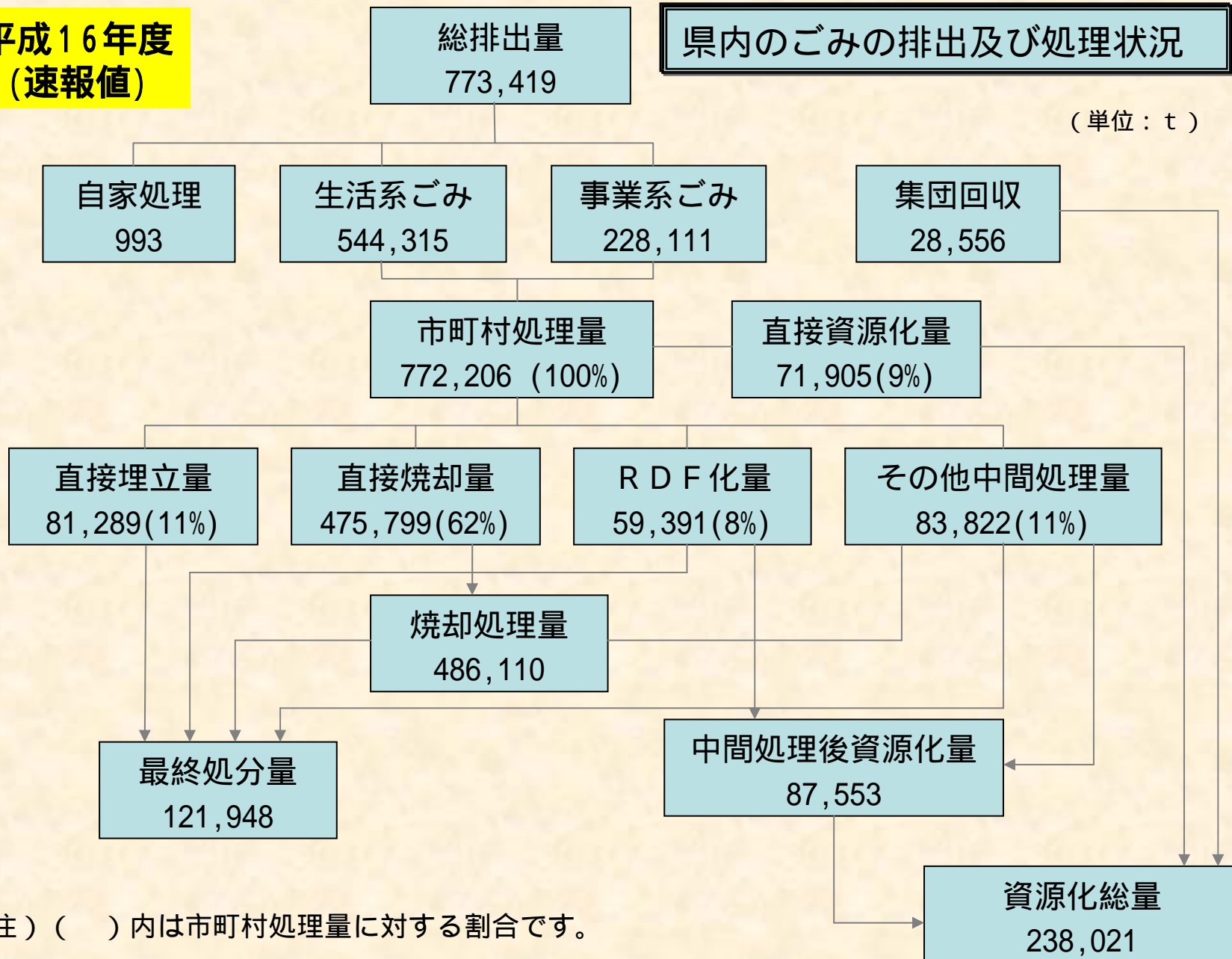
平成16年度のごみ最終処分量は122千tで、そのうち直接埋立量が81千t（66%）、焼却等中間処理残さの埋立量が41千t（34%）となっている。



平成16年度
(速報値)

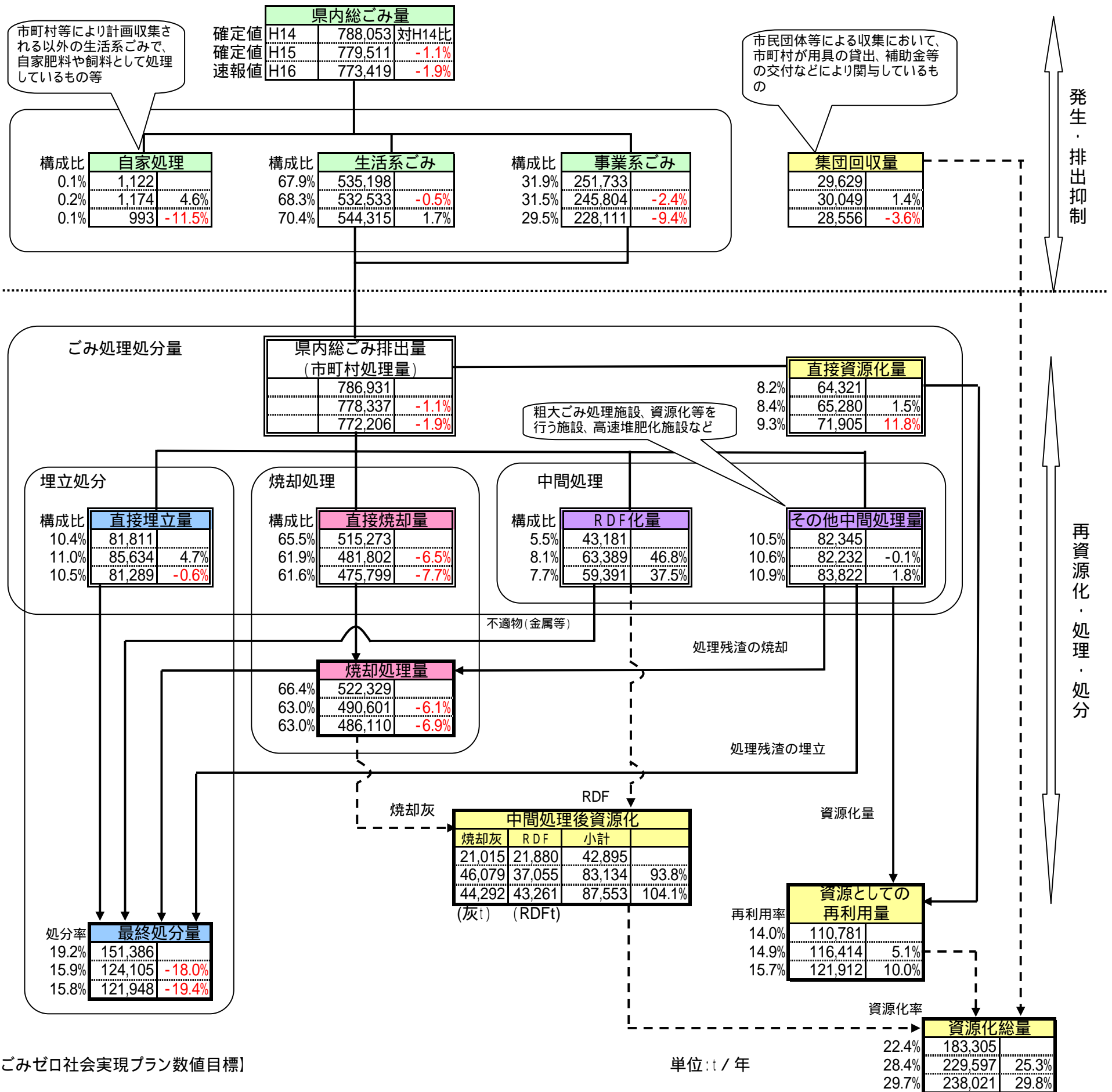
県内のごみの排出及び処理状況

(単位：t)



注) ()内は市町村処理量に対する割合です。

ごみゼロ社会実現プランの数値目標との比較



【ごみゼロ社会実現プラン数値目標】

発生・排出抑制に関する目標

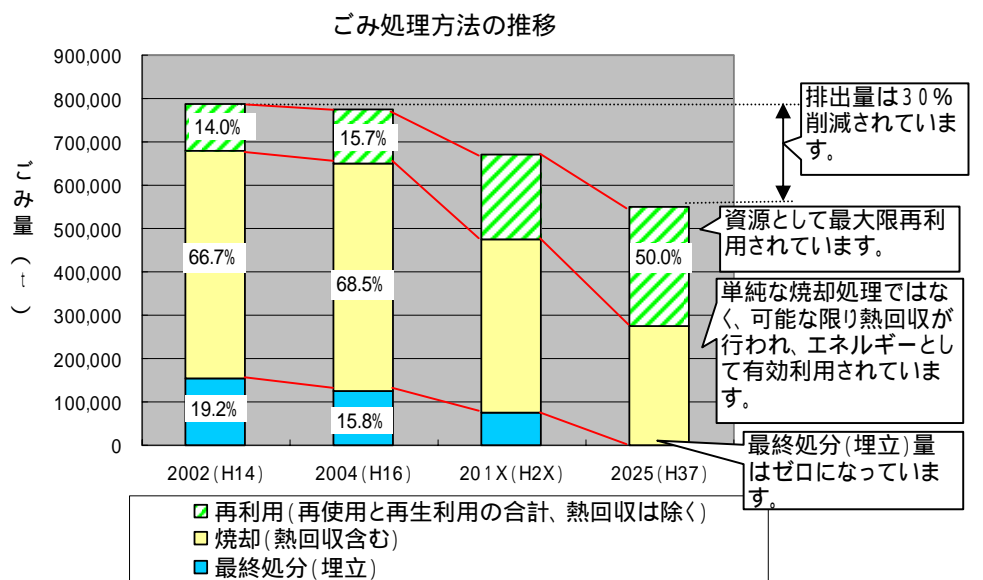
指標名	目標値
ごみ排出量削減率 = $\frac{2002年度における県内総ごみ排出量 - 目標年度における県内総ごみ排出量}{2002年度県内総ごみ排出量}$	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30% (対2002年度実績) [参考]2002実績 2025目標 家庭系 535千t 375千t 事業系 252千t 176千t

資源の有効利用に関する目標

指標名	目標値
資源としての再利用率 = $\frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、再利用された量}}{\text{県内総ごみ排出量}}$	50% [参考]2002実績 14% 2025目標 50%

ごみの適正処分に関する目標

指標名	目標値
ごみの最終処分量 = $\frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、最終処分された量(災害等特殊要因によるものを除く)}}{\text{県内総ごみ排出量}}$	0t [参考]2002実績 151,386t 2025目標 0t



ごみゼロ社会実現に向けて

—平成17年度県事業について—

三重県ごみゼロ推進室

ごみゼロ社会実現プラン推進に係る取組方針(1)

1 戦略的な視点

多様な主体の参画・協働のもとに、ごみゼロプランの取組を県全域で展開し、プランの目標達成に向け着実に前進していくため、次の4つの視点から戦略的にプランを推進していきます。

(1) 自主自発の行動の促進

ごみに関わる全ての主体が、プラン推進における自らの役割を認識し、主体的に行動することを促すため、プラン推進の取組への参画のきっかけづくり、ごみに関する様々な情報の発信、人材の育成などを進めます。

プランの啓発、ごみ減量化等の取組の情報提供、実践・学習・情報交流などの機会提供

(2) 新たな仕組み等の提案と成功事例の積み重ね

ごみ減量化等の取組の成功事例を積み重ね、それらを県全域に展開し、また、その継続・発展を促進するため、プランの基本方向に沿った新たな仕組み等を提案するとともに、先駆的、実験的な取組を推進します。

市町村や地域団体、事業者等との協働による実践事業、市町村への支援事業、県として取り組むべき実証事業や調査研究の実施

(3) 市町村や国、産業界等の行動・システムの変革

市町村のごみ処理システムや全国的なリサイクルの仕組みなど、ごみに関わる社会経済システムをより持続可能な循環型のものへと転換させるため、市町村や国、産業界等に対する情報発信、提言・要望活動などを行います。特に、県内の市町村や事業者に対して、プランの基本目標や取組方向などが各主体の行動計画等に反映されるよう、積極的に働きかけていきます。

市町村ごみ処理基本計画へのプランの反映、国、産業界への提言・要望、他県等との連携強化

(4) プラン推進に関するプロセス・成果の共有

多様な主体がパートナーシップのもと一体となってプランを推進していくため、推進の取組等のプロセスや成果を、県民や事業者、市町村等とも共有しながら取り組めます。

全県的なプラン推進体制の整備、市町村との連携強化、各種メディアを活用した情報発信

ごみゼロ社会実現プラン推進に係る取組方針(2)

2 マネジメントの視点

プランの推進については、取組をより効率的、効果的なものとするため、次の3つの視点からマネジメントしていきます。

(1) プランの基本目標に沿った成果重視の事業運営

事業等の実施にあたっては、ごみゼロプランに掲げる基本目標の達成にどのように貢献しようとするのか、その目的やゴールを明確に設定するとともに、成果について検証・評価を行い推進の取組に反映させるなど、より効率的、効果的な事業運営とします。

(2) 取組の継続・発展を可能にする事業展開

取組の推進にあたっては、一過性ではなく長期間継続されること、また、より高次の取組へと発展していくことを前提とし、ごみ減量化のための地域社会の仕組みづくりやごみを資源として生かす地域づくりを進めることを主眼とした事業展開を行います。

(3) 適正な役割分担～補完性の原理

補完性の原理を踏まえ、住民や事業者ではできないことや非効率になってしまうことで、市町村境を越える広域的な課題への対処や、市町村では財政的若しくは制度的に困難な、又は、非効率なことに取り組むなど、関係主体との適正な役割分担のもとにプランを推進します。

「補完性の原理」とは、小さな単位でできることはそこで行い、そこでできないことやそこですることが効率的でないことについては、より大きな単位で行うという考え方。

ヨーロッパの地方自治に関する考え方であったが、世界中に受け入れられつつあり、日本においても、住民・市町村・都道府県・国の関係を見直していくための基本的な考え方として広まりつつある。

I 「ごみゼロ社会」実現推進事業費 (H16～18年度)

—県民しあわせプラン重点プログラム—

ごみゼロプラン推進モデル事業(1)

1. 概要

プランに掲げる取組の提案をモデル的に実施してその効果や課題を抽出・整理し、より実効性の高い施策として普及することにより、プラン推進に関する取組の県全域での展開を図るため、市町村が実施する実験的、先駆的なごみ減量化等の取組に対して補助を行います。

2. 事業主体

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む)

3. 補助対象事業

市町村が住民、企業、民間団体等と連携・協働して実施するプランの基本方向に沿った事業であって、他の地域のモデルとなる実験的・先駆的なシステムの構築に関する事業

4. 補助対象経費及び補助率

(1) 先進的システム導入に要する経費: 補助率1/2

(2) 先進的システムの実証試験に要する経費: 補助率1/2

ごみゼロプラン推進モデル事業(2)

《平成17年度ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業費一覧》

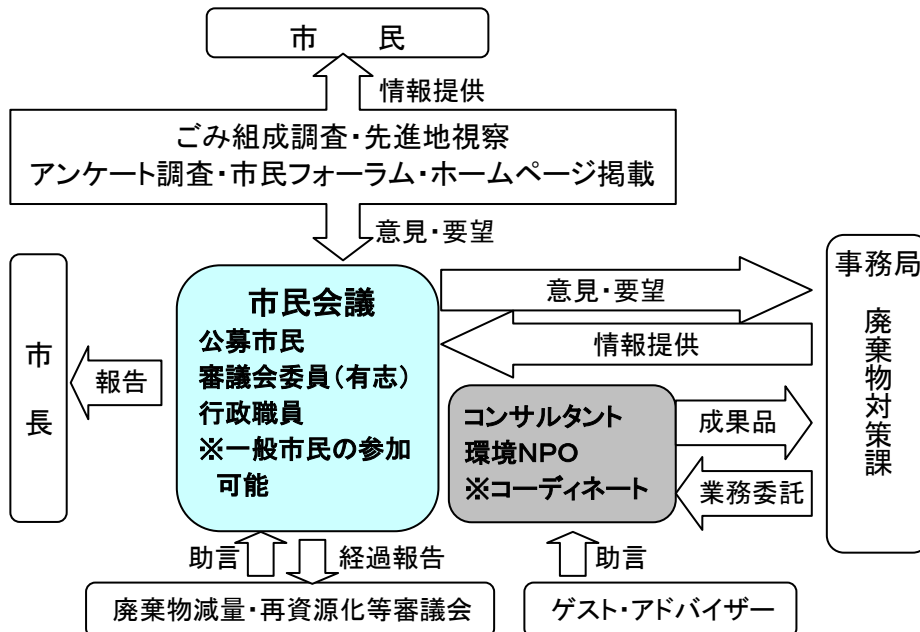
H17予算額: 18,000千円

市町村	補助対象 事業費	補助金交 付決定額	事業概要
桑名市	円 4,915,000	円 2,457,000	「市民参画によるごみ処理基本計画づくり」 市町村合併に伴い、新たな市町村ごみ処理基本計画を住民・NPO等市民参画により策定する。
伊賀市	6,503,000	3,251,000	「家庭系ごみ有料化制度の導入検討」 家庭系ごみの有料化によりごみの減量化と分別の徹底を図るため、住民や事業者、行政で組織される伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会を設置し、有料化制度に関する協議・検討を行うとともに、先進事例調査やアンケートによる住民意識調査などを行う。
紀宝町	7,013,100	3,506,000	「生ごみ堆肥化システムの実証試験」 生ごみ堆肥化の取組を町全域に展開するため、町内で生ごみ等を分別収集するモデル地区を設定し、実験処理場を整備して生ごみの堆肥化システムに係る実験事業を行う。

ごみゼロプラン推進モデル事業(3)

桑名市:「市民参画によるごみ処理基本計画づくり」

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画とは、市がごみに関する施策を計画的に推進するための長期的・総合的視点に立った基本方針で、今回の計画期間は平成18年度から平成27年度までの10年間です。市のごみ収集・処理計画は、市民の皆様のごみ排出計画でもあり、今回は公募と市民の有志による「ごみ処理基本計画策定市民会議」を立ち上げ、市と協働して計画の策定に取り組んでいます。(桑名市ホームページより)



市民会議のワークショップ



ごみゼロプラン推進モデル事業(4)

伊賀市:「家庭系ごみ有料化制度の導入検討」

➤伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会での検討

※委員会は、議会代表、地域代表、事業者代表及び公募市民の60名の委員で構成。ごみ減量部会と再資源化部会に分かれ、前者は有料化制度の、後者は分別ハンドブックの内容についてそれぞれ検討、原案を作成し、全体会議にて審議・決定する。

➤アンケートによる市民意識調査の実施

➤有料化導入に係る先進自治体調査(半田市、海津町)の実施

➤ごみ分別ハンドブックの作成

➤有料化に関する住民説明会の実施(チラシ印刷)

第1回推進委員会の様子

ここでいう「家庭系ごみの有料化制度」とは、『家庭から排出されるごみについて、市町村が、条例に基づき、ごみ袋やシール等の販売により“ごみ処理手数料”を徴収する仕組み』のことです。

単に市町村が収集するごみ袋の規格を統一・指定するだけの「指定ごみ袋制度」とは、異なります。



ごみゼロプラン推進モデル事業(5)

紀宝町:「生ごみ堆肥化システムの実証試験」

- ◆8月にモデル地区の住民等に協力を依頼。9月15日から収集・堆肥化に着手。
- ◆12月9日現在、62世帯、6事業者が実験事業に参画。
- ◆生ごみの収集量、温度、水分量などを計測・分析するとともに、虫や臭い、減容具合などの状態についても詳細な観察を行い、本格展開に向けた課題を抽出・整理するなど、データの蓄積を進めるとともに、改善策を検討。
- ◆適正な発酵を促すため、副資材(牛糞堆肥)の混入量の調整や設備の改良など、工夫や試行錯誤を重ねている。

生ごみ堆肥化実験場(全景)



実験場内→

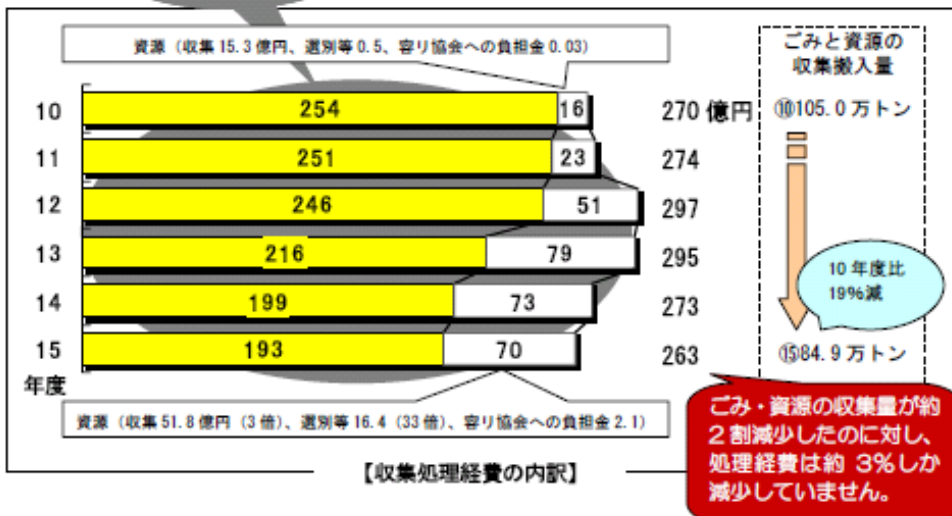
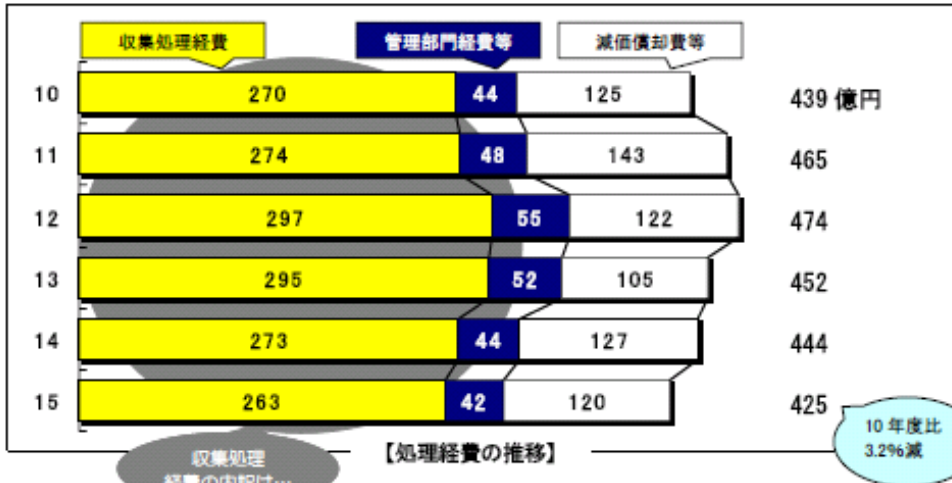


環境省と三重県の連携による廃棄物会計基準の策定(1)

【先進事例：名古屋市ホームページより】

1 ごみ処理・資源収集等に伴うコスト

(1) 処理経費の変化

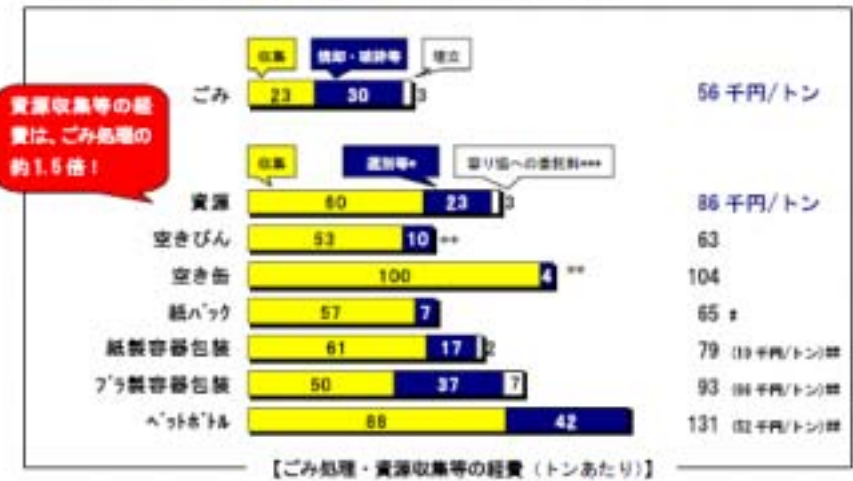


廃棄物会計とは・・・(ごみゼロプランより)

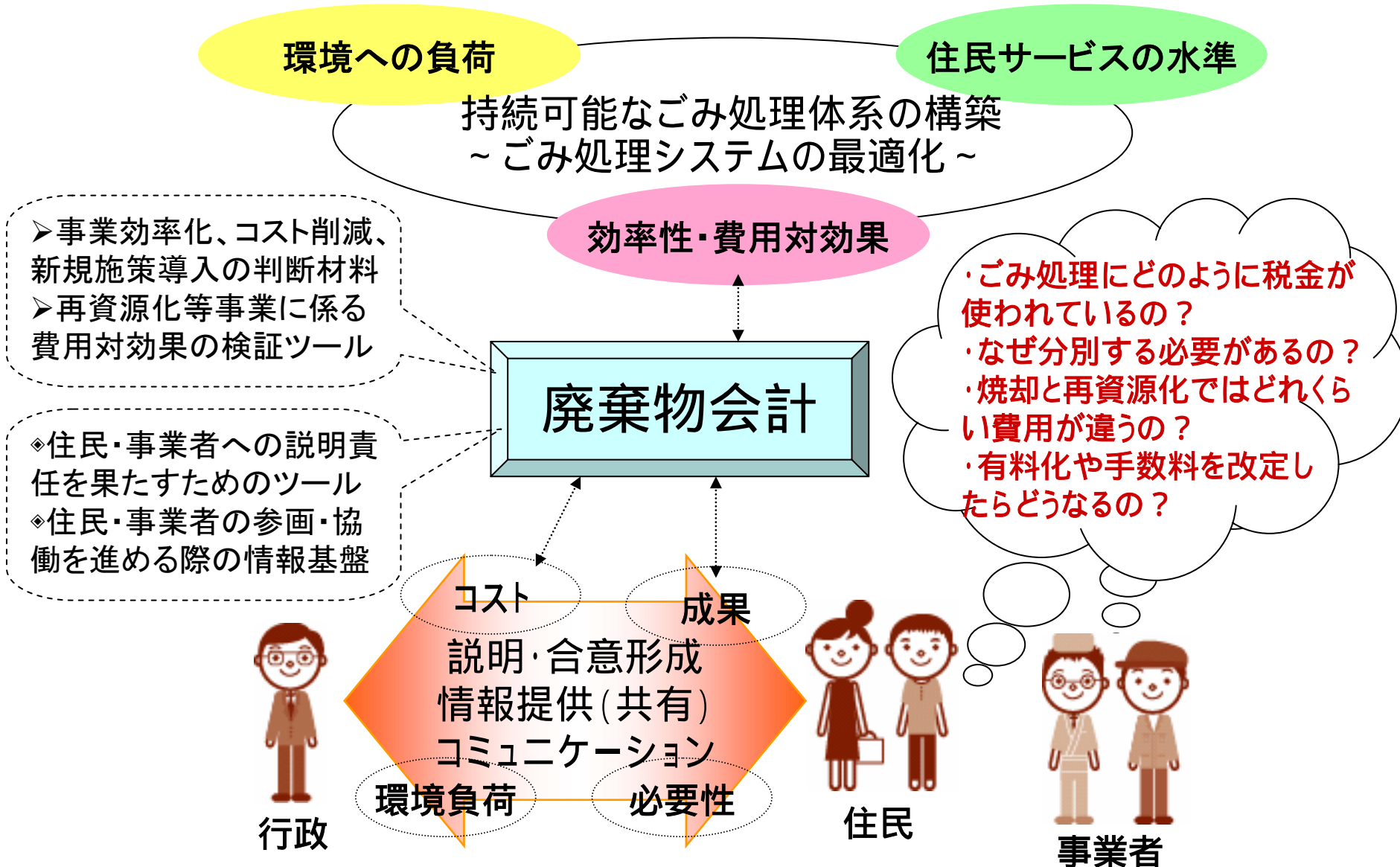
自治体が行うごみ処理やリサイクル事業を主に経費の面からとらえ、住民等とともに共有、点検することにより、ごみ問題の解決に役立てていくためのツール。

ごみ処理費用の総額だけでなく、個々の品目ごとの収集・資源化費用の内訳などのコスト情報とともに、ごみの量や収集運搬体制、資源化・処分の方法、資源化率なども含む、ごみに関する様々な情報を統合したもの。

(2) ごみ処理・資源収集等の単価(平成15年度)



環境省と三重県の連携による廃棄物会計基準の策定(2)



環境省と三重県の連携による廃棄物会計基準の策定(3)

三重県

三重県と環境省が連携し、
一般廃棄物会計基準を策定

環境省

《三重県の役割》

- ・環境省の検討委員会に委員として参画する。
- ・県内の市町村に働きかけ、試行的に廃棄物会計の作成に取り組んでもらい、そこで得たコスト情報や技術的な課題等のデータを検討委員会に提供する。
- ・県として必要な提言、助言等を行う。

市町村が行う、一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供、分析結果の検討等による、社会経済的に効率的な事業の検討に対し、コスト分析手法を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努める。

10月～11月

(1) 廃棄物会計基準素案の検討・作成

有識者や自治体、関係団体の職員等から成る検討委員会を設置し、廃棄物会計基準について検討を行い、素案を作成する。

12月～1月

(2) 廃棄物会計の試行的作成、課題等の抽出・整理

モデル市町村において、ガイドラインの素案に沿って実際に廃棄物会計を作成するとともに、素案の問題点、普及に向けた課題等を抽出・整理する。その際県として、必要な技術的支援等を行う。【四日市市、伊勢市、菰野町】

1月～2月

(3) 会計基準(案)の検討

モデル市町村が作成した廃棄物会計のデータなどをもとに、素案を見直し、修正等を行う。

2月～3月

(4) モデル市町村のごみ処理システムに関する分析等

市町村のごみ処理システムについてコスト面から推計・分析等を行うとともに、廃棄物会計(データ)の活用方法について検討し、市町村に対して提案する。

一般廃棄物会計基準(案)の
策定・公表

市町村においてコストデータ等の活用

事業者向けセミナーの開催

▶目的

事業者の「ごみの発生・排出に資する製品等の製造・流通・販売段階での工夫や配慮」、「製品寿命の長期化につながる技術開発」や「修理、レンタル等サービスの充実」等の取組、事業者が排出する自らのごみの減量化等の取組、さらには、ごみ減量化等に資する環境ビジネスの展開などを促進・活性化させる。

▶対象 県内の事業者

▶内容

- ・環境経営やISO、CSR(企業の社会的責任)などを切り口とする拡大生産者責任や排出者責任等に関する講演
- ・企業の3Rの取組や環境配慮設計、環境ビジネスに関する先進事例の紹介、パネルディスカッションなど。

第1回 (H17.10.13、津市内で開催)

- ・基調講演 「廃棄物減量化の実務管理ポイント」
(株)小中総合研究所 小中庸夫氏
- ・パネルディスカッション
テーマ 「企業における3Rの取組について」
NPO法人O-net、(株)東芝インフラシステム、住友電装(株)、本田技研(株)鈴鹿製作所

第2回 (H18.3月、四日市市内で開催予定)

- ・基調講演 「企業経営と環境配慮の両立(仮)」
(株)ニッセイ基礎研究所 川村雅彦氏
- ・国の取組(施策等)の紹介
経済産業省中部経済産業局担当者
- ・先進事例の紹介を含むパネルディスカッション
サービサイジング、DFE等を進めている企業の担当者

第3回 (H18.3月、伊勢志摩地域で開催)

- ・テーマ 「事業系生ごみ(食品等有機性廃棄物)の再資源化」
- ・基調講演(未定)
- ・食品リサイクル法の解説など
農林水産省東海農政局担当者
- ・パネルディスカッション (未定)

地域ごみゼロ推進交流会の実施

- 目的: プラン推進の取組への県民の参画と、住民やNPO、地域団体等の連携・協働を進めることにより、地域の多様な主体による自発的、主体的なごみ減量活動の活性化やそれらの広域展開、レベルアップを図る。
- 対象: ごみゼロの取組に関心のある住民やNPO等
- 内容: 活動内容の発表やワークショップ等参加者同士の情報交流、先進事例の視察研修、ごみ減量化に関する講演会など。

県民局	概要	開催日
北勢	ごみ行政への住民参画促進に向けた講演・パネルディスカッション	3月頃
津	検討中	未定
松阪	ごみゼロ実現の取組における行政・市民の役割を考える講演・WS	2月19日
南勢志摩	ごみゼロに取り組む団体の活動内容の発表、石川英輔氏の講演	3月19日
伊賀	紀宝町の生ごみ堆肥化実証試験事業の視察研修・意見交換	2月28日
紀北	検討中	未定
紀南	生ごみ堆肥化に関する学習会・意見交換	3月頃

啓発・情報発信、関係機関との連携強化など

1 ごみゼロプラン普及版の作成

- ◇作成部数 5,000部
- ◇主な配布先 プラン策定関係者(委員、アドバイザー、談義出席者等)、市町村、関係行政機関、事業者セミナーや生ごみ堆肥化講座、出前トーク等県関係事業・会議の出席者など(約3,500部配布)

2 ごみゼロホームページの管理・運営

プラン推進の取組について広く情報発信を行うことにより、県民と情報を共有するとともに、県民主体の実践活動等を促進するため、ごみゼロホームページの管理運営を行う。

3 市町村との連携・協働の推進

(1)行政連絡会議の開催

県民局単位で行政連絡会議を開催し、プラン推進の取組について、市町村と情報を共有するとともに、意見交換や具体的な施策の推進に関する連絡調整、協議等を行う。

(2)市町村ごみ政策に関する情報の収集・活用と計画づくり等への参画

市町村の主体的なプラン推進の取組を促進するため、市町村のごみ減量化施策等について情報を収集し活用するとともに、“ごみ処理基本計画”や“循環型社会形成推進地域計画”の策定など市町村ごみ処理システムの構築・運営にかかわる取組に積極的に参画する

(3)市町村のごみ処理の実態に関する調査等の実施

プランの進捗管理を的確に行うため、市町村のごみ処理の実態について調査する。(環境省委託事業)

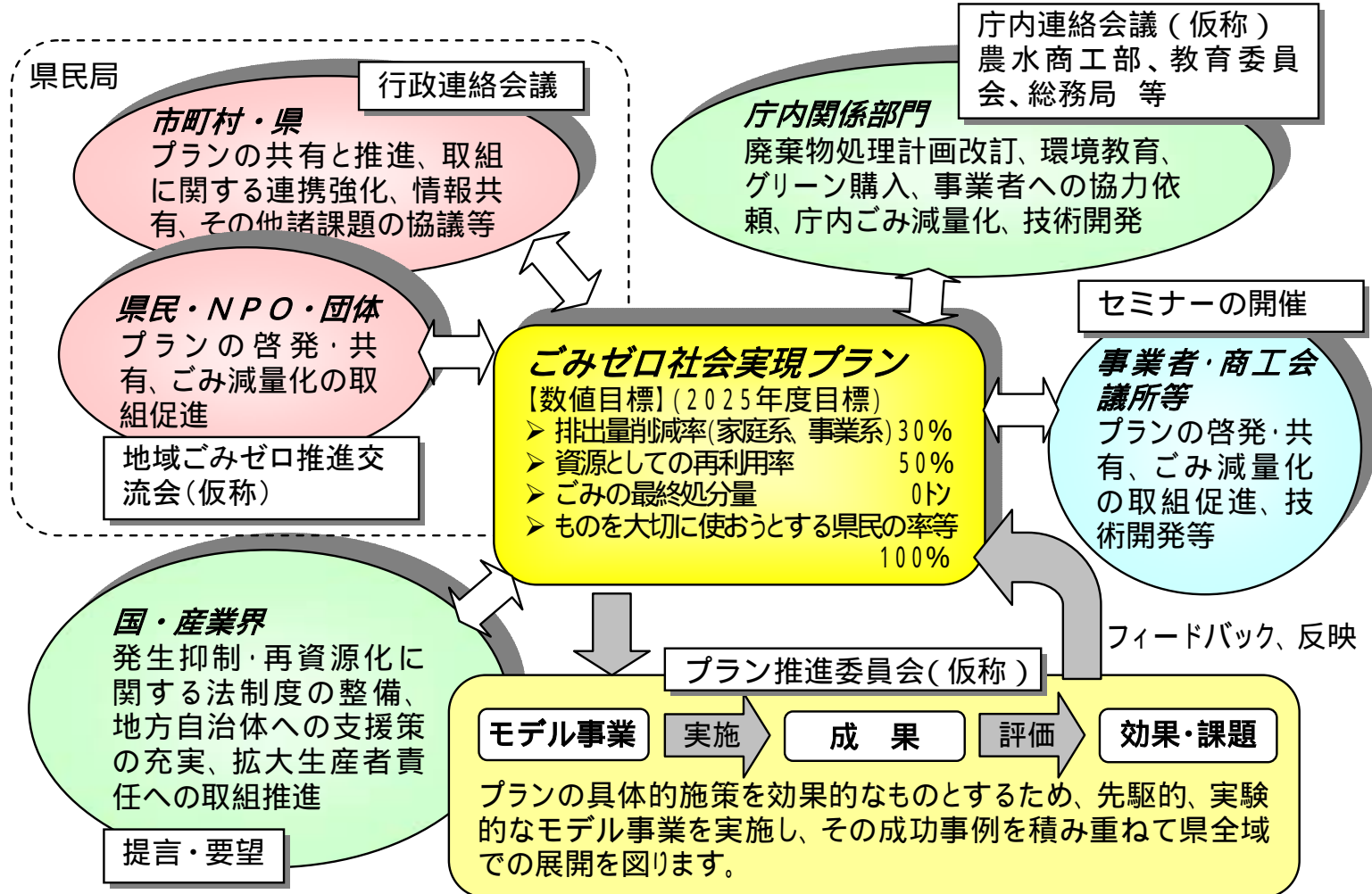
4他県等との連携・協働の推進

近隣の県市や事業者との連携・協働によりごみ減量化施策を推進するため、知事会議や関西連携協議会等広域連携組織を通じて提言・要望活動を行うとともに、実践活動に取り組む。

「ごみゼロ社会」実現推進事業費(H17 予算額:29,320 千円)

H17当初予算
記者発表内容

- ・取組の視点: 県全域での展開に向けて
- ・主な事業: ①ごみ減量化等への取組の促進(啓発、情報発信等)(3,783 千円)
②モデル事業の実施とプランの充実(19,237 千円)
③減量化等可能性調査の実施(6,300 千円)



Ⅱ ごみ減量化促進事業費

(H16年度～)

ごみ減量化モデル事業の実施(1)

1. 概要

地域におけるごみ減量や再資源化のための取組を促進するため、市町村が地域の多様な主体と協働で実施する廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組に対して補助を行います。

2. 事業主体

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む)

3. 補助対象事業

市町村が、住民、事業者、NPO等と協働で実施する事業であって、廃棄物の排出抑制や循環的利用を促進するための処理施設等の整備、調査研究及び普及啓発に係る事業

4. 補助対象経費及び補助率

◆補助対象

- i 処理施設等の整備: 廃棄物の再生施設等(収集拠点、処理施設、その他廃棄物の循環的利用等に必要な機器類)の整備に要する経費
- ii 調査研究・普及啓発: 住民、事業者への普及啓発に要する経費、廃棄物の循環的利用に関する調査研究に要する経費、住民等との協議・検討に要する経費

◆補助率は1/2。ただし補助額は5,000千円を上限とする。

ごみ減量化モデル事業の実施(2)

《平成17年度ごみ減量化モデル事業費一覧》

H17予算額: 15, 000千円

市町村	補助対象 事業費	補助金交 付決定額	事業概要
東員町	円 3,500,000	円 1,750,000	<p>・資源ごみストックヤードの整備(1団地)</p> <p>資源ごみとして現在各戸収集している新聞、雑誌、段ボールについて、収集拠点となるストックヤードを団地内にモデル的に整備(5棟)し、自治会がその管理運営業務を担うことにより、行政の収集運搬費用の削減とともに、住民のごみ減量等に対する意識向上を図る。</p>
伊勢市	10,217,000	5,000,000	<p>・資源物回収ステーションの整備(3箇所)</p> <p>地区に複数設置している資源物収集拠点を集約すべく順次、小学校区単位で資源回収ステーションを1箇所整備し、行政の資源物収集の効率化及び住民の利便性向上を図るとともに、自治会に管理運営業務を委託するなど地域住民との連携・協働して取り組むことにより、住民のごみ減量等に対する意識の向上やコミュニティの活性化につなげる。</p> <p>※平成16年度までに6箇所整備済み</p>

生ごみ堆肥化講座の実施

生ごみ再資源化促進の一環として、県民を対象に県民局単位で、家庭で簡単にできる生ごみの減量化処理や堆肥化の方法について、県認定のコンポストマイスターが講義と実習を行う「生ごみ堆肥化講座」を実施する。

- 【概要】
- ①実施地域 希望のあった県民局3か所
 - ②募集人員 20名程度
 - ③基本内容
 - ・ごみゼロ社会実現プランの説明(約20分)
 - ・堆肥化メカニズムについての講義(約60分)
 - ・一次処理又は二次処理の実習(約60分)
 - ④その他 参加費は無料。実習教材については実費を自己負担。

【経過】

地域	開催日	区分	実績
鈴鹿	12月3日	二次処理	5名
伊賀	12月17日	二次処理	6名
紀南	12月10日	一次処理	11名
紀南	3月11日	二次処理	



リユースカップシステム導入促進事業(1)

デポジット制度を活用したリユースカップシステムの導入を促進するため、16年度事業で使用したリユースカップを活用して、リユースカップの貸出事業をNPOに委託し、コスト等データの収集や事業運営に係る課題の整理を行うことにより、これらの情報を民間によるシステム導入に役立てるとともに、県民へのリユースカップシステムの啓発につなげます。

①デポジット制度を活用したリユースカップシステムの検証

②業務内容

◆リユースカップシステム運営事業の実施

- ・運営事業の進行管理
- ・リユースカップの貸出20回以上(リユース容器貸出申込の受付、貸出容器の発送、返却容器の洗浄・保管)
- ・実施機関・事業担当者・関係自治体等への啓発・指導
- ・実施に必要な資器材の整備 など

◆リユースカップシステム運営事業の成果検証

運営事業により得られたデータを整理分析

- i 検証事業の実施概要と結果(アンケート実施に関する検討、アンケート集計及び分析を含む)
- ii 複数のモデルにおける事業採算性の評価及び分析(民間企業の場合、NPOの場合)
- iii 事業運営にかかる課題及び問題点の把握 など

貸出実績(H17.12末現在)→



リユースカップシステム導入促進事業(2)

今、時代は
リサイクル から リユース へ!!!
リユースとは、リサイクルする前に、繰り返し使うこと。リサイクルに比べてエネルギーの節約になります。

HELP!

疲れた地球をこれ以上疲れさせないために...
使い捨て容器をやめてみませんか?

地球の未来を明るくするのにも、明るくするのにも、イベント企画のめがけ次第!
今、問われているのは、一人ひとりの人間としての責任です。

リユース容器の 無料 貸し出しいたします!

ゴミが出ない!
二酸化炭素の削減!
「もったいない」
の気持ちを大切に!
地域での
環境教育に!

紙コップ、紙皿、
プラ容器代の節約に!

リユース容器
のメリット

■ 貸し出し容器は食器洗浄機（高温洗浄）で洗浄後、貸し出しますので安心して使っていただけます。

貸し出しの手順

1. 貸し出し希望の方はTEL、FAX、E-mailにてご連絡ください。
2. 貸し出し容器は取りに来ていただくか、宅配にてお送りします。送料は申込者によって異なりますが、10杯の貸し出しは600円です。
3. 使用した容器は、付着した食べ物、飲料を洗い流し、お茶拭きなどで乾かしてください。
4. 貸出や廃棄の場合（通常使用では壊れませんが）は、お届の届出を頂きます。

容器の種類

種類	250ml コップ	430ml コップ	450ml コップ	大丼(直径13cm)	小丼(直径11cm)
在庫	200個	200個	200個	200個	200個
材質	ポリプロピレン 耐熱温度-120℃	ポリプロピレン 耐熱温度-120℃	ポリプロピレン 耐熱温度-120℃	メラニウム樹脂 耐熱温度-120℃	メラニウム樹脂 耐熱温度-120℃

■ 皿、はしなど別次取り購入していく予定です。最新の情報はホームページでご確認ください。

申し込み・問い合わせは...

デポネット三重 0593-33-6909 (TEL&FAX)
E-mail: taiyo@city-net.ne.jp
ホームページアドレス <http://www5.city-net.ne.jp/deponet/>

「デポネット三重」はデポネット最後の承認を待たず6ツツアグループです。三重県庁業務委託を受けてリユース容器貸し出しを行っています。

① 買って → ② 飲んで

デポジット制度とは?
(お支払いした預り金を返却時に返すシステムです)

④ デポジット(預り金)をGET! ← ③ 買ったお店に返して

ごみ処理基本計画について

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

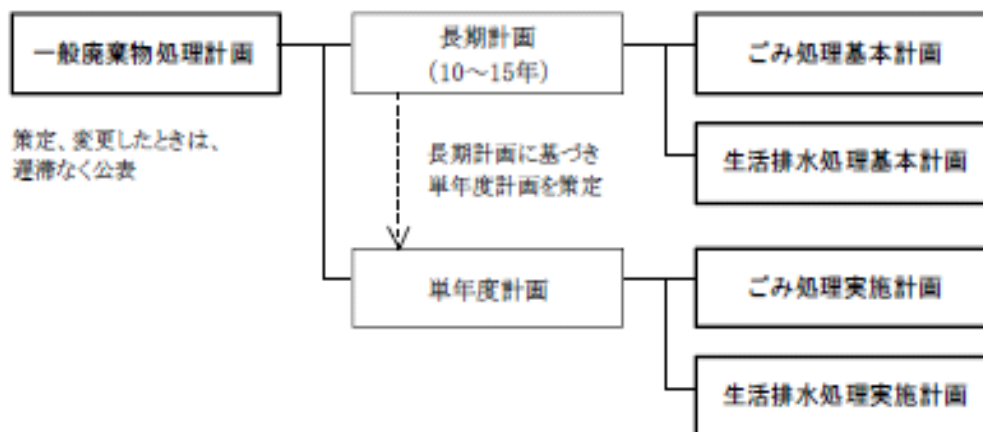
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【参考その1】



【参考その2】

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2. 県内市町村ごみ処理基本計画における目標設定（平成16年9月調査）

計画において何らかの目標数値を定めている市町村の数：18（66市町村中）

主な目標指標及び目標値

区分	指標	数値	期間	市町村	備考		
発生排出抑制	ごみ全体	総排出量削減率(減量化率)	20%以上(対13年度)	15~24	伊勢		
			16%(対予測値:原単位・総量)	10~24	二見		
		年間総排出量削減量(22年度)	4,385t(対9年度12.2%減)	13~27	名張		
		減量化率(総排出ごみ量/総発生ごみ推計値)	9.5%(6年度6.8%・排出量1,496g/人・日)	7~23	亀山		
		1日当たり総排出量	230.3t(対推計値1.7%減、対14年度15.1%増)	15~30	鈴鹿		
		公共処理ごみ量(原単位及び総排出量)	一人1日当たり893.6g 2,369.25t(対推計値17%減)	10~24	木曽岬	詳細目標値あり	
	家庭系ごみ	一人1日当たり排出量	800g以下(対12年度5%減)	13~22	津		
			100g減(645g)	15~23	上野		
		一人1日当たり排出量削減率	15%(対14年度)	15~25	四日市		
		可燃ごみ年間排出量	410t(対推計値1.6%減)	11~25	桑名		
		収集ごみ減量化率	10%(対予測値:原単位・総量)	10~25	長島		
		事業系ごみ	年間排出量	5万t(対12年度22%減)	15~25	四日市	
			年間排出量削減率	30%	11~25	桑名	
			10%	15~23	上野		
		搬入ごみ減量化率	15%(対予測値:原単位・総量)	10~25	長島		
		可燃ごみ	年間排出量	5万t以下(対12年度22%減)	13~22	津	
	削減量(18年度) 総量		18,900t(対予測値50%減、対11年度32.5%減)	13~27	名張		
			家庭系 208g/人・日(対11年度)				
	事業系 9t/日(対11年度)						
	1日当たり排出量	34.73t(対10年度7.8%増)	11~20	久居			
	収集可燃ごみ減量化率	5%(対予測値)	12~26	阿児			
	不燃ごみ	年間排出量	4万t以下(対12年度22%減)	13~22	津		
		累計削減量(18年度) 削減量(18年度) 家庭系 事業系	53,000t(対予測値30.3%減)	13~27	名張		
			208g/人・日(対11年度) 9t/日(対11年度)				
	1日当たり排出量	21.89t(対10年度7.9%減)	11~20	久居			
	再資源化	資源化率	30%(12年度実績11.8%)	13~22	津		
			35%以上(13年度実績16%)	15~24	伊勢		
30%以上(14年度実績23.7%)			15~30	鈴鹿			
可燃ごみ8%・不燃ごみ39%			10~25	長島			
30%(5~9年度平均値3.9%)			10~24	二見			
13.16%(11年度実績12.93%)			12~26	阿児			
12.94%(10年度実績7.54%)			11~25	磯部			
リサイクル率		20%(14年度実績17.5%)	15~23	上野			
資源化率(集団回収含む)		35%以上(14年度実績21%)	15~25	四日市			
		22.9%	10~25	菟野			
家庭系ごみ資源化率(中間処理前:11品目毎に設定)		ﾀﾝﾎﾞｰﾙ95%(9年度実績78%) PET50%(同0%) その他ﾌﾞﾗｯｸﾞ容器包装30%(同0%)	11~20	多度			
資源化率・量(品目毎に設定)	PET40%	11~25	桑名				
資源化量	73.1t/日(対14年度55%増)	15~30	鈴鹿				
	6.09t/日(対10年度174%増)	11~20	久居				

主な目標指標及び目標値（続き）

区分	指標	数値	期間	市町村	備考
	資源化率・量(品目毎に設定)	2,360t・22.3%	11～25	尾鷲	
	資源化率・量(品目毎に設定)	PET40%・116t/年	11～25	桑名	
	資源化量 (資源ごみ量)	73.1t/日(対14年度55%増)	15～30	鈴鹿	
		6.09t/日(対10年度174%増)	11～20	久居	
	資源ごみ回収率	10.8%(10年度実績4.0%)	11～20	久居	
	回収率(対容リ法品目潜在量)	H12～PET50%(10年度実績0%) H15～その他プラ容器50%(同0%)	11～25	尾鷲	
その他	ダイオキシン類の削減	0.1ナグラム以下(焼却処理施設)	13～22	津	
	生ごみ堆肥化容器の普及率	15%(計画策定時より9%増)	11～25	桑名	
	減量化率(集団回収、生ごみ処理機、粗大ごみ持込制度、直搬業者委託等施策の排出抑制効果により削減されるごみの比率)	13.5%	11～25	尾鷲	
	環境NPOの育成		13～22	津	

- ・発生・排出抑制の目標指標は、排出量、削減(減量化)率、削減(減量化)量の3種類があり、それぞれについて、現状(実績)値に対する目標、又は、推計(予測)値に対する目標が設定されている。推計値については、計画策定後数年経過して既に実績値から大きく乖離しているケースが見られ、その場合は計画推進プロセスの見直し等が必要となると考えられる。
- ・再資源化の目標指標は、資源化率、資源化量、回収率の3種類があり、それぞれについて、現状(実績)値に対する目標が設定されている。容器包装リサイクル法の実施に合わせて、収集品目ごとの数値を設定したところもある。
- ・発生・排出抑制、再資源化ともに、市町村間で指標の定義が異なる。
- ・数値目標を持たない市町村は、概ね排出(発生)ごみ量や資源化量、回収量の将来推計にとどまっている。また、一部事務組合の計画はあるが、市町村単位では未策定のところもある。

3. 循環型社会形成推進地域計画（環境省HPより）

廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設する。

本制度は、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクルに係る施設整備、関連する計画支援等の事業に対し、必要な資金を交付するものである。

循環型社会形成推進地域計画

○対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

○3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(○年比△%減)
リサイクル	リサイクル率(○年比△%増)
最終処分	最終処分されるごみの量(○年比△%減)

○目標を実現するための政策パッケージ

- 再生利用施設：可能な限り再使用・再生利用
- 熱回収施設：高効率な発電・熱供給(単独焼却は対象外)
- 浄化槽：経済的・効率的な生活排水処理
- 汚泥再生処理センター：し尿、浄化槽汚泥等を高度処理により資源化
- 最終処分場：安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)
- 施設整備に関する計画支援事業 等

○交付金の額の算定
対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)

家庭ごみ有料化制度について

1. 有料化制度とは・・・

家庭ごみ有料化制度とは、『市町村が条例に基づき、家庭ごみ排出者からごみの排出量等に応じて“ごみ処理手数料”を徴収する仕組み』であり、単に市町村が収集するごみ袋の規格を統一・指定するだけの「指定袋制」とは異なります。

家庭ごみ有料化制度を導入する目的としては、主に次の3つがあげられます。

- ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保
- ごみの減量化やリサイクルの推進
- ごみ処理費用の財源の確保

また、家庭ごみ有料化制度については、国や県のごみ減量化等に関する取組において、次のような方向が示されています。

【参考1】

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(改正平成17年5月26日 環境省告示第43号)より

(3)地方公共団体の役割

市町村は、・・・(中略)・・・さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

【参考2】

ごみゼロ社会実現プラン(三重県:平成17年3月策定)より

基本方向(7)公正で効率的なごみ処理システムの構築〔プランP40～41〕

(中略)・・・例えば、家庭ごみ有料化制度がごみ行政における大きな政策テーマとなっています。ごみ処理費用を税金で全て賄う今の仕組みは“平等”かもしれませんが、ごみを努力して減らしている人も無関心で多量のごみを出す人も同じ負担となるなど、“公正”を欠く面があると言えます。今後は、「ごみを多く出す人がより多くの費用を負担する」仕組みなど、“公正”かどうかという観点からごみ処理システムを構築していく必要があります。

《「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より》

ごみ有料化に対する賛否(出したごみの量に応じて、多く出した者が多く負担するごみの有料化についてどう思いますか?)

	選択肢	件数	割合(%)
1	賛成	1064	27.7
2	どちらかという賛成	1460	38.1
3	どちらかという反対	653	17.0
4	反対	400	10.4
	無回答	258	6.9
	全体	3835	100.0

2. 有料化の実施状況について

(1) 全国における有料化制度の導入状況

「日本の廃棄物処理平成14年度版」(環境省)より

1.1. ごみ処理手数料の状況

排出形態	(市区町村数)												
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ						その他	前記のいずれかが有料	粗大ごみ	粗大ごみを金めていづれかが有料
				紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック	その他				
生活系ごみ	73	2,353	2,021	794	1,352	1,283	1,184	703	547	550	2,442	2,179	2,655
事業系ごみ	85	2,795	2,273	1,159	1,574	1,555	1,356	757	691	610	2,870	1,846	2,890

注) 処理施設へ直接ごみを搬入する場合等に有料化している自治体を含む。

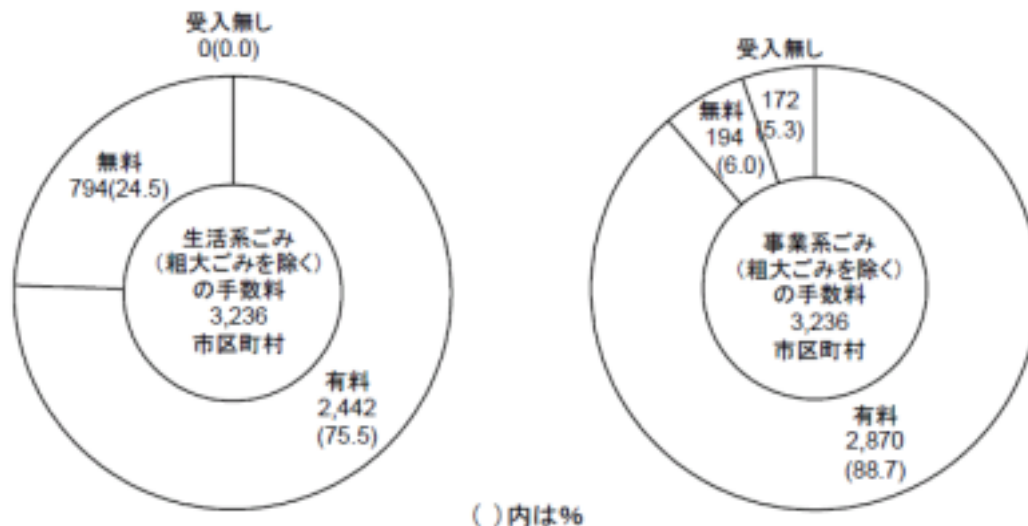


図-21 ごみ処理手数料の有料化の状況(粗大ごみを除く)

東洋大学山谷修作教授による調査(平成17年2月)の結果より

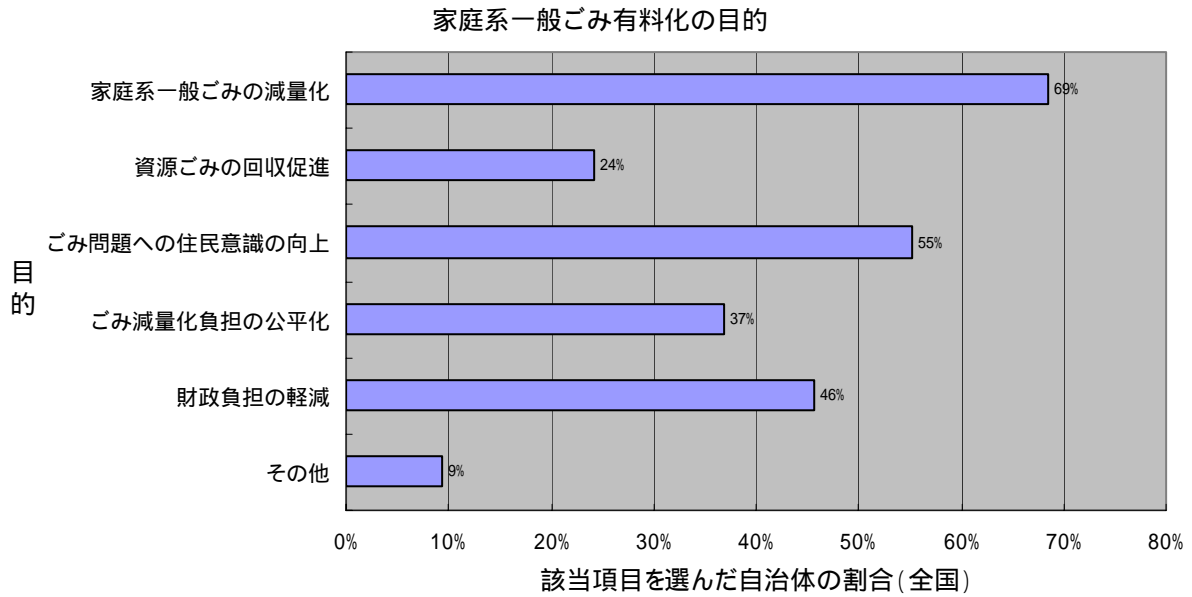
調査票発送先	全国735市区
総回答数(a郵送+b電話)	636(a607+b29)
HP・電話確認数(c)	99
回答・確認総数	735(回答・確認率100%)
従量有料制	270(全国市区の36.7%)
単純方式	228
超過量方式	35
二段方式	7
定額有料制	2
無料・指定袋制	264
無料・非指定袋制	199

(2) 県内における有料化制度の導入状況

金額は、ごみ袋1枚当たりの販売価格。()内は、ごみ袋の容量又は大きさ。

市町村名	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
桑名市	15円(大:700×640mm)	同左	プラスチック35円(600×800mm)
志摩市	50円(40ℓ)	同左	資源ごみ50円(40ℓ)
木曽岬町	35円(大:600×800mm)	35円(500×700mm)	プラスチック35円(640×800mm)
南勢町	100円(40ℓ)	-	-

(3) 全国の自治体における有料化制度導入の目的



出典: ごみ処理の有料化に係る調査

実施主体 (社)全国都市清掃会議

実施時期 平成15年3月

調査対象 全国3,241の市区町村。左の内、家庭系一般ごみを有料化している市町村に対しては、有料化の目的、手数料の徴収方法、料金体系等について調査。

(4) 県外の取組事例

【多摩地域・家庭ごみ収集有料化の状況】

自治体名	青梅市	日野市	清瀬市	昭島市	福生市	東村山市	羽村市
有料化開始時期	平成10年10月	平成12年10月	平成13年6月	平成14年4月	平成14年4月	平成14年10月	平成14年10月
目的	ごみ減量化、負担の公平性の確保	ごみ減量化	ごみ減量化、負担の公平性の確保、最終処分場の延命化	ごみ減量化、負担の公平性の確保、最終処分場の延命化、ごみ処理経費削減	ごみ減量化、負担の公平性の確保、ごみ処理経費削減	ごみ減量化、負担の公平性の確保、最終処分場の延命化、排出者責任の明確化	ごみ減量化、負担の公平性の確保、ごみ処理費用への活用
手数料算定根拠	収集運搬経費の約1/3	1世帯当り500円程度/月	中間処理、最終処分費の約1/3	収集運搬、中間処理、最終処分費の約1/4	事業系一般廃棄物手数料の1/3	収集運搬、中間処理、最終処分費の約1/5	収集運搬、中間処理、最終処分費の約1/3
指定袋料金(40ℓ相当)	48円	80円	40円	60円	60円	72円	60円
実施の効果	全体 19%減 可燃 37%減 不燃 15%減 資源 51.8%増 (9年度と11年度の1年間の比較)	全体 34%減 可燃 47%減 不燃 64%減 資源 17.6%増 (11年10月からの1年間と12年10月からの1年間の比較)	全体 8%減 可燃 12%減 不燃 7%減 資源 4%増 (12年6月からの1年間と13年6月からの1年間の比較)	全体 12%減 可燃 14%減 不燃 39%減 プラスチック 7%増 資源 5%増 (13年度と14年度の1年間の比較)	全体 10%減 可燃 15%減 不燃 22%減 資源 12%増 (13年度と14年度の1年間の比較)	全体 10%減 可燃 14%減 不燃 17%減 資源 11%増 (13年10月から14年3月までと14年10月から15年3月までの6ヶ月間の比較)	全体 11%減 可燃 18%減 不燃 34%減 資源 9%増 (13年10月から14年3月までと14年10月から15年3月までの6ヶ月間の比較)
広報活動、他	ごみ収集カレンダー一配布、防災無線活用他	ごみ収集カレンダー一配布、市長駅頭演説他	ごみ収集カレンダー一配布、ごみ分別マニュアル配布他	ごみ収集カレンダー一配布、駅頭PR、集積所指導他	事業所へパンフレット配布、庁有車等シール貼付他	環境PR紙、ホームページ他	ごみ分別マニュアル配布、清掃車シール貼付他

(注) 可燃ごみ量、不燃ごみ量については、東村山市は市収集と持込の合計量、その他の市は市収集量である。

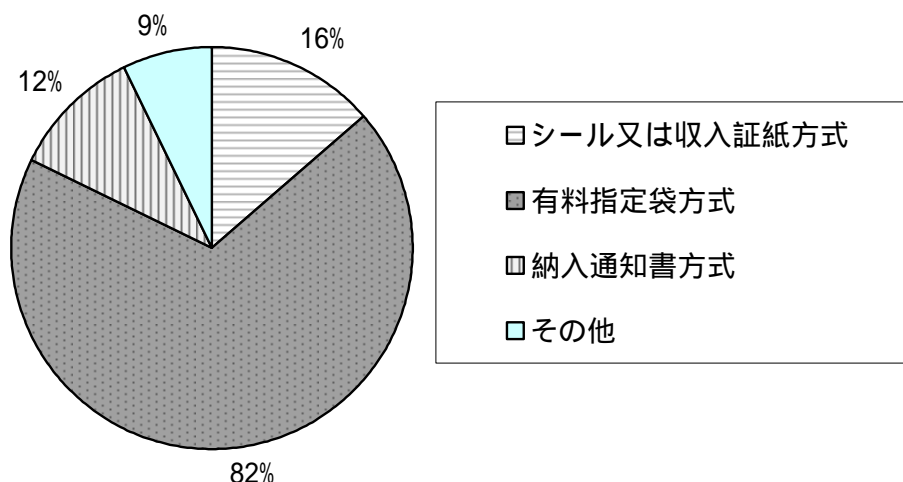
出典: 東京都廃棄物審議会廃プラスチック部会(平成15年7月25日)資料

3. 有料化制度に係る料金設定及び徴収方法の考え方

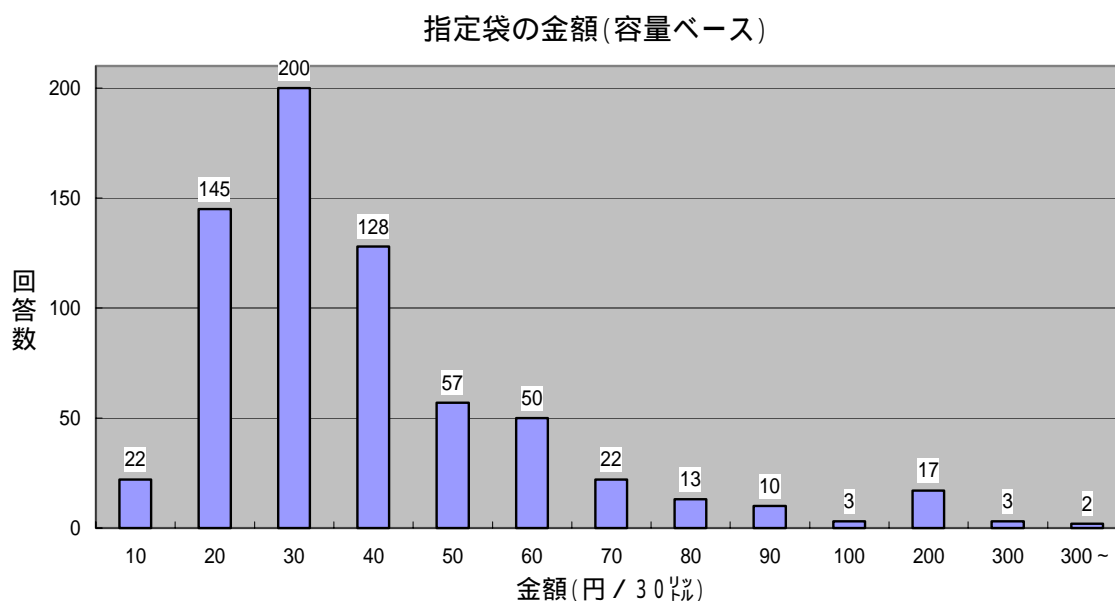
平成17年2月14日に公表された中央環境審議会の意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」では、有料化制度の料金設定及び徴収方法について、次のように述べられています。

…(中略)…有料化に当たっては、実際に減量効果が得られるような料金設定及び徴収方法とすることが必要である。これまでの実施事例においては、周辺自治体の料金を参考として決めたり、ごみ処理費用から一定割合を算定することにより決めたりしている場合が多いが、有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討した上で、料金レベルを決定する必要がある。

(1) 家庭系一般ごみ有料化を導入している全国の自治体における手数料の徴収方法



(2) 家庭系一般ごみ有料化を導入している全国の自治体における手数料の料金設定



出典:(1)、(2)ともに、ごみ処理の有料化に係る調査((社)全国都市清掃会議 H15.3月)

廃棄物会計について

1 国の基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において次のとおり示されています。

(4 ページ)

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、・・・一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じて P F I (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11 年法律第117 号)第2条第2項に規定する特定事業をいう。)の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。

(4) 国の役割

国は、・・・市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

2 ごみゼロ社会実現プラン

ごみゼロプランにおいて次のとおり提案しています。

(41 ページ)

(7) 公正で効率的なごみ処理システムの構築

(情報の多面的な把握と発信)

システムの公正さや効率性を高めていくためには、まず、現在のごみ処理システムに関する情報を多面的に把握することが重要です。

例えば、廃棄物会計や L C A 等の手法を用いて、コストや環境負荷、エネルギー消費、費用負担のあり方などの観点から現在のごみ処理システムを評価するとともに、県内のベストプラクティスを地域間で共有し積極的に取り入れ、より公正で効率的なシステムへの転換につなげていく必要があります。

また、近年は、ごみ問題に関する住民の意識も高まっており、分別したごみがどう再利用・処分されているか、そのための費用はどれくらいか、環境に与える影響はどうかといった点についても、積極的に情報発信することが求められています。

1 取組の内容

(1) 廃棄物会計導入マニュアルの作成

廃棄物会計の標準化及び普及のため、行政職員、有識者等からなる研究会組織を立ち上げ、その基本的な仕組みや具体的な作成手順、活用方法、効果等について調査研究を行うとともに、市町村において試験的に廃棄物会計を作成し、廃棄物会計を導入する際のマニュアルとして取りまとめます。

(2) 廃棄物会計導入に向けた普及活動の実施

廃棄物会計を広く普及させるため、市町村へのヒアリング等を行い、廃棄物会計導入に対するニーズや問題点等を把握するとともに、廃棄物会計に関する研修会等を開催します。

(3) 市町村ごみ処理カルテの作成とその活用促進

市町村が把握・公開していたこれまでのごみ処理に関するデータに加え、廃棄物会計のコスト情報やLCA手法に基づく評価結果、住民・事業者の取組状況などのデータを用いて、市町村ごみ処理システムの現状や課題等について総合的に診断し、その結果を市町村ごみ処理カルテとして取りまとめ公開します。

また、これらのカルテをもとにベンチマーキングを行い、ベストプラクティスの情報を既存の取組の改善や新たなごみ減量化施策の構築、住民参画の促進などに活用します。

3 廃棄物会計に関するインターネットサイト等

今回の廃棄物会計基準の策定と直接関係するものではありませんが、廃棄物会計に関わる先導的な事例として次のような取組があります。

香川県と綾歌町（現丸亀市）の取組

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/data/0404/040406b1.htm>

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/data/0404/haikibutsu.pdf>

NPOびん再使用ネットワークの取組

http://www.alpha-net.ne.jp/users2/binnet/haikibutukaikei7/fbin_7.htm

日本廃棄物団体連合会によるアンケート調査（5～6ページ）

<http://www.jefma.or.jp/anketo/anketo.pdf>

ごみ減量化に向けた市町村の取組【総括表】

資料4

調査時点：H17.6月末現在

市町村数：47

基本方向		市町村数	取組件数	主な取組（事業費）	実施市町村	頁
1	拡大生産者責任の徹底	1	1	・グリーン購入	津市	1
2	事業系ごみの総合的な減量化の推進	7	12	・事業系一般廃棄物減量計画書の提出 ・ごみ減量推進店等制度（38千円） ・玉城町役場ISO14001（656千円）	四日市市、津市 鈴鹿市 玉城町	2～3
3	リユース（再使用）の推進	11	16	・フリーマーケット、リサイクルフェアの開催 ・おもちゃ病院（187千円）	東員町他9件 鈴鹿市	4～5
4	容器包装ごみの減量・再資源化	11	13	・廃棄物減量等推進員（ごみ減量指導員）制度（23,445千円） ・容器包装リサイクル説明会	鈴鹿市 紀宝町	6～7
5	生ごみの再資源化	36	63	・生ごみ堆肥化事業 ・生ごみ処理機購入費補助【上限2～3万円補助】 ・廃食用油リサイクル事業	紀宝町他9件 いなべ市他30件 二見町他7件	8～14
6	産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進	4	5	・空き缶容器回収機設置事業（3,183千円） ・スーパー駐車場拠点回収	木曾岬町 桑名市	15
7	公正で効率的なごみ処理システムの構築	24	40	・廃棄物不法投棄監視事業（4,006千円） ・資源ごみ集団回収奨励金 ・古紙ストックヤード設置	亀山市 菰野町他23件 宮川村	16～20
8	ごみ行政への県民参画と協働の推進	13	20	・市民参画によるごみ処理基本計画づくり（7,000千円） ・マイバッグ運動 ・桑名市リサイクル推進施設「クルクル工房」（25,412千円）	桑名市 伊勢市他7件 桑名市	21～23
9	ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり	10	15	・環境学習資料「くらしとごみ」配布（306千円） ・ごみ減量化講習会（20千円） ・施設見学会	四日市市 明和町 名張市	24～25
その他の取組		8	13	・クリーン大作戦 ・河川美化活動補助（30千円）	菰野町 度会町	26～27

ごみ減量化に向けた市町村の取組【個表:基本方向別】

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
津市	グリーン購入	環境に配慮した製品の購入。	津市	継続	0	1 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
四日市市	事業系一般廃棄物減量計画書の提出	一定規模以上の多量ごみ排出事業所に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を要請し、減量目標を達成するよう指導する。	四日市市	H17 実施予定		2 - 1	
四日市市	廃棄物処理手数料の改定	市の焼却施設及び埋立処分場への搬入の際の廃棄物処理手数料について、実際の処理経費に対応した料金に改定する。	四日市市	H17.10～		2 - 1	
菰野町	事業系廃棄物の処理場搬入業務を管理	事業者は事業所から廃棄する廃棄物を事業系と生活系に区分し、種別ごとの廃棄量及び排出状態を把握した上で、町廃棄物処理計画を理解し、廃棄物減量化及び資源化を図る。	菰野町	H10～ 継続		2 - 1	
津市	事業系廃棄物減量計画書	事業所等の所有・管理者に事業系一般廃棄物の減量に対する取り組み調査。	津市	継続	0	2 - 1	
玉城町	公文書処理(機密文書)	公文書をシュレッダーにかけ再利用する。	玉城町	H17	105	2 - 1	
四日市市	環境マネジメントシステム(ISO14001・YSO)の取組	省資源・ごみ減量手順を作成し、市の施設から排出されるごみの減量に取り組んでいる。	四日市市	ISO:H12.2～ YSO:H13.7～	0	2 - 2	
鈴鹿市	ごみ減量推進店等制度	循環型社会を実現するため、ごみ減量推進店・事業所・市民グループを認定し、消費者・販売店・事業所・市民グループと市が一体となってごみ発生抑制と減量を図る。	市	H13～ 継続	38	2 - 2	
玉城町	玉城町役場ISO14001	環境に配慮した事務事業活動を確立して環境保全活動に取り組む。	玉城町	H4～ 継続	656	2 - 2	
四日市市	学校給食	牛乳パック 学校で開いて洗って乾かして業者回収 トイレトペーパー・ティッシュで学校に還元	保健給食 (四日市市)	年間		2 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
鈴鹿市	鈴鹿市エコタウン施設整備事業	工場から排出する汚泥に市内の小学校等の給食残渣、籾殻を原材料として混合し、汚泥発酵肥料を製造し廃棄物の排出抑制を行う。	本田技研工業 (株)鈴鹿製作所	H16～ 継続	0	2 - 3	
亀山市	関衛生センター刈り草コンポスト化施設整備工事	刈り草専用の処理施設を関衛生センター塵芥処理施設の停止に伴う敷地の有効活用も考慮し、刈り草専用コンポスト化施設を建設する。	亀山市	H17	54,390	2 - 3	
宮川村	缶類のリサイクル	役場庁舎内で排出される缶類について、リサイクル業者に引き渡してリサイクルを推進する。	宮川村 総務課	通年	0	2 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
木曾岬町	フリーマーケットの開催	伸び行く木曾岬町のふれあい広場(産業文化祭・福祉健康フェスタ)において、一般参加によるフリーマーケットを開催して、不用品のリサイクルを図る機会を提供しております。平成16年度は、8団体が参加しました。(平成17年3月20日(日)開催)	伸びゆく木曾岬町のふれあい広場実行委員会	毎年 年1回	0	3 - 1	
東員町	フリーマーケット事業	不用品の再使用や有効利用の推進を目的に、クリーン作戦委員会が実施主体となり、フリーマーケットを開催する。	町 (クリーン作戦委員会)	H17		3 - 1	
東員町	リサイクルバンク事業	ごみの減量と資源の保護を目的に、クリーン作戦委員会が実施主体となり、家庭での不用品をリサイクル情報として掲示板に掲示し、譲って欲しい人と譲りたい人の情報交換の場を提供し、家庭での不用品の再利用を促進する。	町 (クリーン作戦委員会)	H17		3 - 1	
四日市市	フリーマーケットの開催	四日市市を拠点に、市、事業者、商店等と連携しながらフリーマーケットを開催。中でも四日市ドームで開催する「フリーマーケットin四日市ドーム」は県内最大級のフリーマーケットとして年3回開催。	特定非営利活動法人MFA	H11～		3 - 1	
四日市市	なんでも四日の市の開催	毎月最終日曜日に開催され、衣類や家庭からの不要品などの日用品のほかに、ソファやタンスなどのリサイクル家具、陶器や古本などの骨董品などを販売。	なんでも四日の市出店者連絡協議会事務局	S61～		3 - 1	
菰野町	再利用可能物の交換会システムづくり	家庭で使用されずにある生活用品及びまだ使用可能であるが廃棄する家具や日用品を希望者に有料販売又は物々交換するシステムを構築し、再利用を促進して廃棄物排出削減、資源の有効利用に努める。(消費生活研究グループとタイアップ)	菰野町 消費者団体	計画段階	未定	3 - 1	
川越町	フリーマーケット	ごみの減量・不用品の再利用を目的に、フリーマーケットを開催。年2回。	川越町ごみ問題対策協議会	H13～ 継続	0	3 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
鈴鹿市	リサイクルフェア	粗大ごみの内、使用可能なものを保管し、年1回無料で市民に抽選等で提供。	市	S60～ 継続	285	3 - 1	
鈴鹿市	リサイクルくるくる市場	不用品のリサイクルを推進するため「譲りたい人」と「譲ってほしい」の仲介をする掲示板を鈴鹿市がホームページ上に開設し運営。	市	H11～ 継続	0	3 - 1	
鈴鹿市	おもちゃ病院「トイなおす」支援事業	子供たちに物を長く大切に使うという心を育てもらうために、当初、市全体でボランティアを募集し、事業を実施。H15よりボランティア団体として独立し、市は側面的に支援。	ボランティア団体	H14～ 継続	187	3 - 1	
安濃町	フリーマーケット	毎年秋に行われる「秋まつり」の会場内において不用品再使用推進のため、フリーマーケットを実施。	町	H12～ 継続	0	3 - 1	
明和町	不用品のリユース情報の提供	不用品リユース情報を役場玄関掲示板で提供している。	町	通年	0	3 - 1	
勢和村	リサイクルフェアの開催	飲食店やフリーマーケット等のイベントを催し、ごみとして排出された粗大ごみ等を修理し、無料提供している。	香肌奥伊勢資源化広域連合	H13～ 継続		3 - 1	
二見町	ふれあい広場フリーマーケット	家庭で使わなくなった不用品を有効利用するために、イベント時にフリーマーケットを行う。	イベント実行委員会	H10～ 継続		3 - 1	
紀伊長島町	リサイクルフェア	ごみの展示等を行い、町民にごみの減量と資源リサイクルの必要性の理解を高めることを目的としている。	紀伊長島町環境課	毎年	265	3 - 1	
二見町	リユースカップの使用	マラソン大会の参加者へのもてなしの中で、ぜんざい・貝汁を無料サービスしているが、その容器はリユースカップを使用している。(古くなった給食用容器を使用。)	イベント実行委員会	H13～ 継続		3 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
いなべ市	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	容器包装リサイクル法に基づき、缶(アルミ、スチール)、ビン(透明、茶色、その他)、ペットボトル、白色トレー、ダンボール、紙パックのステーション、拠点回収を行っている。H18年度よりその他廃プラの分別回収を実施する。	市	H9～ H18～ 廃プラ実施	17,983	4 - 1	
菰野町	資源物回収事業(第3弾)	資源循環型社会の構築するために容器リ法及び分別収集計画に基づく資源物回収を行なう。回収物は排出者の協力により「ごみ」ではなく「物」とした資源物状態で回収する。(第1弾は9年度開始)	菰野町	H13～ 継続	27,309	4 - 1	
鈴鹿市	廃棄物減量等推進員(ごみ減量指導員)制度	分別の徹底及び一般廃棄物の減量化を目的として設置。1自治会1名で150世帯を越える自治会は、150世帯毎に1名とし、任期は原則2年。	市	H9～ 継続	23,445	4 - 1	
鈴鹿市	資源ごみ分別収集事業	モデル地区H5から始めH9から全市的に行っている。	市	H9～ 継続		4 - 1	
鈴鹿市	粗大ごみ戸別有料収集事業	ステーション方式による収集方法にかえ、戸別有料収集を行う。	市	H9～ 継続		4 - 1	
河芸町	再利用に関するもの	H16年4月より、プラ容器類の資源回収を開始。	町	H16～ 継続		4 - 1	
白山町	廃棄物減量等推進員制度	分別の徹底及び一般廃棄物の減量化を目的とし、町内82名の推進員を任命。任期2年。	白山町	H11～ 継続	2,050	4 - 1	
美杉村	容器包装リサイクル法の実施	以前より実施していたカン類・ビン・ペットボトルの分別収集に加え、H16年4月より容器包装プラスチックの分別収集を実施。	美杉村	H16～ 継続	48,680	4 - 1	
玉城町	容器包装リサイクル法への対応	プラスチック・ペットボトル・古紙を分別収集し再利用。	玉城町	H12～ 継続	183,749	4 - 1	
南島町	ごみ分別の細分化	その他紙製容器、その他プラスチック容器の分別を行うことによりごみ減量化を図る。	南島町	H17.10～		4 - 1	
度会町	容器包装リサイクルへの対応	分別収集計画を作成し、容器包装に係る分別収集及び再商品化への促進を図る。	度会町	H18～H22		4 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
紀宝町	容器包装リサイクル説明会	町社会福祉協議会が主催する町内各地域での生きがいサロンで、ごみ分別の説明会を行う。	町社会福祉協議会	H14～ 継続	0	4 - 1	
四日市市	学校給食	デザート容器をビニール材質より紙容器使用に切り換えるように業者依頼した。 紙カップ・アルミカップを使用しないで、パットを利用(デザート・グラタン等)して教室で配食する方法に切り換えている。 1食用のマヨネーズ・ケチャップ・漬物等はなるべく使用しないで、ボール等に分けて教室で配食している。	保健給食 (四日市市)	年間		4 - 2	担当: 四日市市教育委員会 学校教育課

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
桑名市	生ごみの堆肥化事業	生ごみの減量を目的に、衣装ケースを使った生ごみの堆肥化を行なう。 家庭で1次処理をした生ごみを市民にお持ちいただき、堆肥舎で二次処理(完熟化)して、できた堆肥を協力いただいた市民に還元する。	市民 NPO 市	H15～ 継続	25,412	5 - 1	予算については、リサイクル推進施設全体
いなべ市	生ごみ処理機購入助成事業	ごみの自己処理を基本とし、生ごみを各家庭で堆肥化を行うため、生ごみ処理機の購入費助成を行っている。	市	H16～ 継続	3,950	5 - 1	
いなべ市	生ごみの堆肥化事業	農林商工課において希望者を対象に生ごみ堆肥化を行っている。毎日出る生ごみを3ヶ月間衣装ケース内で床材と混ぜ1次堆肥化を行い、市の堆肥舎で完熟堆肥を行っている。その堆肥については参加者に還元する。	市	H14～ 継続	0	5 - 1	
木曽岬町	生ごみ処理槽・処理機助成制度	木曽岬町生ごみ処理槽並びに電気式生ごみ処理機設置補助金交付規程に基づき、家庭内のごみの減量化と環境意識の高揚を図ることを目的として、補助金の交付を行ないます。購入金額の1/2以内。上限生ごみ処理槽4,000円、電気式生ごみ処理機20,000円	町	通年	412	5 - 1	
東員町	生ごみ堆肥化容器等設置補助事業	生ごみの減量化及び再資源化を目的に、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を設置する家庭に対し、経費の一部を補助することにより、家庭への生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の導入を推進する。	町	H17	1,735	5 - 1	
東員町	生ごみ堆肥化事業	生ごみの減量化及び再資源化を目的に、衣装箱ケースを利用した生ごみ堆肥化の、啓発及び利用促進に努める。	NPO	H17	889	5 - 1	
四日市市	生ごみ処理機購入費補助金	家庭用生ごみ処理機の購入者に対し、購入に要した経費の1/2(上限20,000円)の補助を行う。	四日市市	H7～ 継続	6,000	5 - 1	
四日市市	学校給食	残菜 堆肥化して学校の花壇・農園等に利用(40校中15校)	保健給食 (四日市市)	年間		5 - 1	
菰野町	生ごみ処理機購入費補助事業	排出廃棄物の減量と堆肥への資源化を自家処理で行なう目的で購入した家庭用生ごみ処理機及び処理容器購入者に対して助成する。	菰野町	H3～ 継続	2,000	5 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
菰野町	生活系食品廃棄物の堆肥化事業	調理くず・残飯の食品廃棄物を焼却処理せずに堆肥化処理するシステムを構築する。	菰野町	計画段階		5 - 1	
朝日町	朝日町生ごみ処理容器設置事業	家庭内ごみの減量化及び有効利用の普及の促進を目的とし、住民が家庭用生ごみ処理容器を設置したときに補助金を交付する。	朝日町	H4.4～ 継続	5	5 - 1	
朝日町	朝日町生ごみ処理機設置事業	家庭内ごみの減量化及び有効利用の普及の促進を目的とし、住民が家庭用生ごみ処理機を設置したときに補助金を交付する。	朝日町	H10.4～ 継続	90	5 - 1	
川越町	生ごみ処理機購入及び設置事業	家庭用ごみの減量化及び有効利用の普及を促進することを目的として、住民が家庭用生ごみ処理機を設置した場合、補助金を交付する。	川越町	H10～ 継続	1,750	5 - 1	
川越町	生ごみ処理容器設置事業	家庭用ごみの減量化及び有効利用の普及を促進することを目的として、住民が家庭用生ごみ処理容器を設置した場合、補助金を交付する。	川越町	H4～ 継続	100	5 - 1	
鈴鹿市	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業	各家庭から排出される生ごみの排出抑制、リサイクルを目的として、生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付。	市	H4～ 継続	8,000	5 - 1	
鈴鹿市	生ごみ堆肥化モデル事業	公共施設における堆肥化事業の可能性及び問題点を調査し、可燃性廃棄物から資源化への転換を図るという目的で給食共同調理室に1台設置。できた堆肥は市内の小中学校などへ配付。	市	H13～ 継続	917	5 - 1	
亀山市	ごみ減量化対策事業	市内の各家庭から排出される生ごみの減量化及びたい肥としての資源化を積極的に推進するため、生ごみ処理容器の購入者に対し補助金を交付する。	亀山市	H5～ 継続	2,500	5 - 1	H16予算:2,000千円
河芸町	発生抑制に関するもの	・生ごみ処理機の補助事業 ・再生資源回収補助事業 ・小・中学校給食ごみの大型生ごみ処理機による堆肥化	町			5 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
安濃町	生ごみ処理機購入費補助	生ごみの減量及び堆肥の有効利用を目的に、家庭用生ごみ処理機を購入した場合に各戸につき1基まで助成。	町	H11～継続	200	5 - 1	
久居市	ごみ減量・資源化事業	生ごみの自家処理促進を目的として、市内に居住する市民を対象に、生ごみ処理容器購入費補助金の交付を行う。	久居市	H5～継続	2,130	5 - 1	
白山町	生ごみ処理容器等購入費の補助	家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進し、ごみの減量を図るため、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機の購入費の一部を助成する。	白山町	H5～継続	1,620	5 - 1	一部自治会が町補助金以外に電動式生ごみ処理機の購入費の助成を行ったため、町内2割を超える世帯に普及した。
美杉村	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入助成	生ごみの減量及び堆肥の有効利用を目的に、生ごみ堆肥化容器を購入した場合に各戸につき2基まで助成。助成金額・・・1基当たり4,000円	美杉村	H5～継続	40	5 - 1	
美杉村	家庭用生ごみ処理機購入助成	生ごみの減量及び堆肥の有効利用を目的に、家庭用生ごみ処理機を購入した場合に各戸につき1基まで助成。助成金額・・・購入金額の1/2、限度額20,000円	美杉村	H11～継続	400	5 - 1	
松阪市	生ごみ処理機購入補助金交付事業	各家庭から排出される生ごみの排出抑制・堆肥化等によるリサイクルを目的として補助金を交付。(合併により制度の見直し、交付対象の変更を行う)	市	H17.4～継続	3,980	5 - 1	
松阪市	生ごみ堆肥化容器貸与事業	各家庭から排出される生ごみを堆肥化による再生利用を進めるため堆肥化容器(コンポスト)を貸与する。合併前の堆肥化容器購入補助金はすべて貸与事業に統一する。	市	H17.4～継続	150	5 - 1	
松阪市 (嬉野管内)	生ごみ減量化促進事業	自治会を対象に大型生ごみ堆肥化装置を設置し、生ごみを堆肥化している。出来上がった堆肥は当該自治会で消費している。	市(嬉野管内) 自治会	H15～継続	1,927	5 - 1	
松阪市 (飯南管内)	衣装ケースによる生ごみ堆肥化	生ごみの再利用を目的とし、併せて環境啓発を行う。衣装ケースを利用し、各家庭で一次発酵処理、堆肥舎へ持ち寄り二次発酵処理を行い製品化する。できた堆肥は会員が使用。	飯南町生ごみ堆肥化研究グループ	H12～活動中	50	5 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
松阪市 (飯高管内)	省資源再資源化事業	飯高管内7ヶ所で生ごみ堆肥化一次処理を実施。出来上がった堆肥は地域の野菜作りに利用。	飯高管内地域自治会	H13～ 継続	6,648	5 - 1	
明和町	生ごみ処理機等購入費補助	生ごみ処理機・コンポストの購入費を補助。	町	通年	1,075	5 - 1	
明和町	EM菌発酵液の配付	ボカシ用EM菌発酵液を希望する人に無料で配付している。	町	通年	27	5 - 1	
大台町	生ごみ処理機購入費補助金	家庭用生ごみ処理機購入に対して購入に要した経費の1/2(30,000円上限、1世帯1台限り)の補助を行う。	町	H14～ 継続	300	5 - 1	
勢和村	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみ処理機を購入する人に対し、購入額の1/2を補助する。上限は30,000円とする。	勢和村生活環境課	H11～		5 - 1	
宮川村	生ごみ処理機購入補助金を活用した生ごみ(可燃ごみ)減量化の推進	住民の家庭用生ごみ処理機の購入について、補助金を交付して、生ごみ処理機の利用を奨励し、生ごみ(可燃ごみ)の減量化を推進する。	宮川村環境課	通年	340	5 - 1	
伊勢市	生ごみ減量・資源化推進事業	家庭から排出される生ごみの資源化への可能性を探るため、モデル地区に生ごみ処理機を貸与し、地域住民による生ごみ資源化のデータ収集(地域での生ごみ処理機共同利用状況、アンケート調査等)を行った。	津村団地自治会	H15～ 継続	388	5 - 1	
伊勢市	生ごみ処理機貸与事業	給食残飯など多量に生ごみを排出する学校、保育園等公共機関へ生ごみ処理機を貸与することにより、廃棄物に対する小中学生及び園児の意識を高め、ごみの減量及び資源化を図った。(計28箇所)	伊勢市	H9～ 継続		5 - 1	
伊勢市	ごみ減量化容器設置補助金事業	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的に、ごみ減量化容器を購入及び設置した者に対し補助金を交付する。	伊勢市	H7～ 継続	8,000	5 - 1	
鳥羽市	生ごみ処理容器購入費補助制度	・コンポスト 4,000円 / 1基 ・電動式 20,000円 / 1基	市	H6～ 継続	500	5 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
志摩市	生ごみ減量化対策助成制度	ごみの減量を図ることを目的として、ごみ減量化を目的とした家庭用電気式生ごみ処理機の購入に要する費用の一部を助成する(処理機について支払った代金の消費税を除いた金額の1/2、上限30,000円)	志摩市	H16.10～ 継続	2,400	5 - 1	
玉城町	生ごみ減量化対策補助金	生ごみ処理機購入費の50%以内を補助する。 (上限2万円)	玉城町	H11～ 継続	400	5 - 1	
小俣町	生ごみ処理機等購入助成事業	生ごみの減量とリサイクルを図ることを目的に、一般家庭、事業所を対象に補助。	小俣町	H10～ 継続	1,500	5 - 1	
大紀町	生ごみ処理機購入費補助金	購入額の1/2補助で100円未満切り捨て。 最高限度額30,000円、1世帯1台まで。	大紀町	H4～ 継続	600	5 - 1	
南勢町	生ごみコンポスト化事業	生ごみ減量を目的として、小中学校・保育所・病院等の町施設及び食品加工業者より排出される生ごみ等有機性廃棄物をコンポスト化する。	南勢町	H14～ 継続	14,000	5 - 1	
南勢町	生ごみコンポスト化事業	コンポスト事業に合わせ、下水道処理場の汚泥を肥料にする。	南勢町	H15～ 継続		5 - 1	
南勢町	ボカシ無料配布	生ごみ減量を目的として、各家庭へボカシの無料配布を行っている。	南勢町	H5～ 継続		5 - 1	
南勢町	生ごみ処理機等助成金	生ごみ減量を目的として、処理機等購入者に対し補助金を交付する。	南勢町	H12～ 継続	100	5 - 1	
南勢町	シュレッダーごみの利用	役場・学校等から出るシュレッダーごみを、コンポストの副資材として使用する。	南勢町	H14～ 継続		5 - 1	
南勢町	特定環境保全公共下水道事業	下水道汚泥を堆肥化し袋づめして委託販売をする。	南勢町	H17～H18	30,000	5 - 1	H18予算 30,000千円
度会町	生ごみ処理機購入費補助	家庭より排出される生ごみの減量及び再利用意識の高揚を図るため、生ごみ処理機を設置する者に対して補助金を交付する。	度会町	H16～ 継続	600	5 - 1	
伊賀市	EMぼかし・生ごみ堆肥化専用容器による家庭での生ごみ堆肥化事業	希望世帯を募り、堆肥化に取り組んでいただき、一定期間経過後、市でフォローアップを行いました。(約400世帯)	上野市	H15		5 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
名張市	給食の堆肥化	各保育所、学校に乾燥型の生ごみ処理機を設置し、処理物を地域の方に利用してもらう等している。	市	H13頃～ 継続		5 - 1	
紀伊長島町	電動生ごみ処理機等 購入費助成金交付事 業	町内在住者が生ごみ処理機等を購入する際、上限30,000円または半額までの助成金を交付している。	紀伊長島町 環境課	毎年	150	5 - 1	
熊野市	事業系生ごみ処理リ サイクル事業	飲食店等からでる事業系生ごみを回収し、堆肥化することにより、焼却ごみの減量化を図るとともに、花づくりや市内の農家の有機栽培の促進を目指す。	熊野市	H13～ 継続	2,495	5 - 1	
紀宝町	生ごみの堆肥化	衣装ケースを利用した生ごみ堆肥化に約150世帯が取り組む。	健康文化の町 推進会議生ご み堆肥化部会	H13～ 継続	363	5 - 1	
紀宝町	生ごみ処理容器購入 補助	家庭用生ごみ処理容器購入者に費用の一部助成を行う。	紀宝町	H4～ 継続	750	5 - 1	
鵜殿村	電気式生ごみ処理容 器購入補助	家庭からの生ごみ排出抑制のため、一世帯に1つ生ごみ処理機購入に対し最高3万円補助。	鵜殿村 (福祉衛生課)	H17.4～H18.1	300	5 - 1	
いなべ市	廃食用油の燃料化事 業	廃食用油をステーション、拠点回収を実施し、燃料化(BDF)を行っている。	市	H13～ 継続	2,561	5 - 2	
四日市市	学校給食	天ぷら油の廃油 業者が回収 洗剤・自動車のオイル	保健給食 (四日市市)	年間		5 - 2	
伊勢市	廃食油資源化	学校、病院など公共機関から排出される廃食油を資源物として、回収を委託。	伊勢市	H17～		5 - 2	
鳥羽市	廃食用油による石け んづくり支援	苛性ソーダの無料配布	市	開始時期不明 継続	106	5 - 2	
二見町	廃食用油の燃料化事 業	各家庭から排出された廃食用油を回収し、その油を精製し、ごみ収集車の燃料として使用する。	二見町	H15～ 継続		5 - 2	
御園村	廃油(食用油)の燃料 化	各公共施設(小・中学校等)の食用油を回収して精製し、燃料として使用。	御園村	H15～ 継続	0	5 - 2	
紀伊長島町	廃食油燃料化事業	家庭から排出された廃食用植物油を回収し精製し、公用車の燃料として使用している。	紀伊長島町 環境課	毎年	480	5 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
熊野市	廃食用油リサイクル事業	家庭で使用済みとなったてんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料化して、ごみ収集車等の燃料として再利用することにより、ごみ減量化、水質浄化、地球温暖化防止を図る。	熊野市	H15～ 継続	455	5 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
木曾岬町	空き容器回収機設置事業	文化資料館前に24時間投入可能な空き容器回収機(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル)を設置し、空き容器の回収を行ないます。 平成16年度より、100本分のレシートに対して、商工会で町指定ごみ袋1枚と交換を行なっています。	町	H14.6 ~ H20.5	3,183	6 - 3	H18予算:3,183千円 H19予算:3,183千円 H20予算: 531千円
菰野町	粗大廃棄物の分解分別作業の支援	廃棄物の資源化と処理コストを軽減する目的で、各戸が廃棄する粗大廃棄物のうち、処理場への受入れ条件に合わすための分解分別方法が困難である家庭に対して支援するシステムを構築する。福祉的支援に協力する。	菰野町	計画段階		6 - 3	
鈴鹿市	あきかん回収事業(あきかんポスト)	あきかんポストを市内の小中学校、公民館等に設置し、定期的に回収。缶の量に応じて図書券を配付。	市	H5 ~ 継続	1,292	6 - 3	
桑名市	スーパー駐車場等資源物回収	廃棄物の減量・再資源化を目的に、一定の集客が見込めるスーパー駐車場5か所と商店街1か所計6か所で、毎週1回、5種13品目の資源物回収を行なう。市民は排出の機会が増え、スーパーは集客が見込まれるメリットがある。	市民事業者市	H14 ~ 継続	144,700	6 - 4	予算については、資源回収事業全体
鈴鹿市	拠点回収事業	集積所方式を補完するため、公共施設で乾電池、蛍光灯を回収。	市	H13 ~ 継続		6 - 4	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
桑名市	家庭系ごみの有料化	ごみの排出抑制と処理経費の公平負担を目的に、家庭系ごみの有料化をおこなう。 可燃ごみ 15円 / 袋 不燃ごみ 15円 / 袋 プラスチックごみ 15円 / 袋 粗大ごみ 300円 / 個、600円 / 個	市	可燃,不燃,プラ H9～継続 粗大ごみ H14～継続	0	7 - 1	
亀山市	指定ごみ袋導入事業	指定ごみ袋制度導入に先立ち、市場調査・製品検討を行い、17年度内に製品化及び流通化を確立し、18年4月を目途に完全実施する。	亀山市	H17	1,596	7 - 1	
亀山市	廃棄物不法投棄監視事業	年々増加する廃棄物不法投棄対策として、市内で不法投棄の多い所を重点的に監視カメラを設置し投棄者に対しては告発も視野に入れた厳しい姿勢で不法投棄の防止を図り、環境の美化に努める。	亀山市	H14～継続	4,006	7 - 1	H16予算:4,498千円
伊勢市	指定袋制度運営事業	ごみの減量及び資源化を推進するため、平成15年4月1日より可燃ごみの指定ごみ袋制を本格実施。(平成14年10月1日から試行導入実施)	伊勢市	H14～継続	37,455	7 - 1	
南島町	一般廃棄物処理手数料の有料化	ごみ減量化を推進するため、町が運搬及び処分するごみ等(可燃物)は町指定ごみ袋15、30、45ℓで袋として有料化を行う。	南島町	H17.10～		7 - 1	
桑名市	自治会資源物回収	廃棄物の減量・再資源化を目的に、各自治会で月1回、5種13品目の資源物回収を行なう。活動の主体である自治会に、排出量に応じて資源物売上金を還元し、集積場所の管理や分別指導など、コミュニティにおける意識の向上等に関する活動に協力してもらう。	市民市	H6～継続	144,700	7 - 3	予算については、資源回収事業全体
いなべ市	古紙、古布類の分別収集	新聞、雑誌等の古紙類、衣服等の古布類のステーション、拠点回収を行っている。H17年度徹底できるように啓発活動に取り組む。	市	不明	1,992	7 - 3	
いなべ市	資源回収団体助成事業	資源ごみの回収団体に対し、5円 / kgの助成を行い、リサイクルの啓発と推進を行っている。	市	H16～継続	4,000	7 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
木曾岬町	資源ごみ回収事業助成制度	木曾岬町分別収集事業(資源ごみ回収事業)報奨金交付要綱に基づき、毎月第4日曜日に12品目の資源ごみ分別収集事業を行なう自治会に対し、報奨金(1自治会当たり1,300円/月、資源ごみ売上金)の交付を行ないます。町内に収集場所は、20箇所あります。	町	通年	7,315	7 - 3	報奨金 1,204千円 回収委託料 6,111千円
木曾岬町	資源ごみ回収団体育成助成制度	木曾岬町資源ごみ回収団体育成助成金交付要綱に基づき、資源ごみ回収活動を実施する団体(子ども会等)に対し、助成金(4円/kg)の交付を行ないます。平成16年度は9団体登録。平成17年度は7団体登録です。	町	通年	600	7 - 3	
東員町	資源ごみ収集团体育成助成金交付事業	ごみの減量及び再資源化を目的に、資源ごみ(紙類、布類)の収集活動を実施する団体に対し助成金を交付し、収集团体の育成を図る。	町	H17	2,482	7 - 3	
菰野町	資源物回収団体補助事業	資源物回収事業のうち回収所の維持管理は個々の自治会が主体となり、出された資源物を町が回収まで適正に保管管理する役割を担当している。この自治会の作業に協力するPTAに対して活動助成する。(PTA主催の廃品回収への助成金廃止による対応策)	菰野町	H13～ 継続	5,250	7 - 3	
菰野町	廃棄物集積所及び資源物回収所の利用者登録制度	廃棄物集積所及び資源物回収所の管理は利用者自らが行ない、町が収集するまで適正保管している。この登録により利用者が明確化されることで利用者は集積所を清潔に保持する自覚が生まれ、環境保全が図れる。	菰野町	H10～ 継続	現行予算 内で対応	7 - 3	
朝日町	朝日町資源ごみ集団回収団体補助金交付事業	一般廃棄物を資源として再生利用することにより、ごみの減量化を図ることを目的として、自主的に資源の回収活動を実施する団体に対して補助金を交付する。	朝日町	H3.4～ 継続	200	7 - 3	
川越町	資源ごみ集団回収団体補助金交付事業	一般廃棄物を資源として再生利用することにより、ごみの減量化を図ることを目的として、自主的に資源の集団回収活動を実施する住民団体に対して、補助金を交付する。	川越町	H3～ 継続	800	7 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
鈴鹿市	資源ごみ回収活動奨励金事業	各家庭から出る資源ごみを集団回収した場合、その重量に応じて実施した登録団体に奨励金を交付。	市	H13～ 継続	20,025	7 - 3	
亀山市	再資源化促進事業	再生可能な古紙、空缶等有価物の資源化を積極的に推進するため、再利用運動を実施しようとする実践団体に再生資源集団回収報償金を交付する。	亀山市	H3～ 継続	2,900	7 - 3	H16予算:1,925千円
安濃町	資源ごみ集団活動事業補助	ごみの減量・資源化を目的として、子供会、PTA及び自治会等の団体を対象に、補助金を交付。	町	H9～ 継続	1,300	7 - 3	
久居市	ごみ減量・資源化事業	ごみの減量・資源化を目的として、地域における住民をもって構成し営利を目的としない子供会、PTA及び自治会等の団体を対象に、資源ごみ回収活動補助金の交付を行う。	久居市	H6～ 継続	9,230	7 - 3	
久居市	拠点回収事業	ごみの分別・資源化を目的として、市民を対象に、資源ごみを直接持ち込める「拠点回収事業」を実施。 (第1・3日曜日、午前8:30～正午、2ヶ所)	久居市		614	7 - 3	
久居市	環境づくり協働事業	「ごみが出ない清潔で美しい環境づくり」の推進を図るため、環境問題の解決に向けた取組を行うことを目的に、自治会連合会を対象に補助金の交付を行う。	久居市		6,000	7 - 3	
美杉村	資源ごみ回収活動助成	資源として再生利用することができる古紙等資源ごみを団体が集団で回収した場合に助成。助成金額・・・回収量1kg当たり8円。	美杉村	H5～ 継続	1,850	7 - 3	
松阪市 (本庁管内を除く 4地域振興局)	資源物集団回収活動補助事業	地域における住民で構成し営利を目的としない子ども会・PTA・及び自治会等の団体を対象に、資源物回収補助金の交付を行う。(ピン1本当たり4円、その他古紙等1kg当たり6円)	PTA 子ども会 自治会等	H17.4～ 継続	12,847	7 - 3	飯高管内では通所授産所にも交付
松阪市 (嬉野管内)	ごみ減量モデル事業	嬉野管内各自治会にストックヤードを設置。家庭ごみの減量、リサイクルを推進。	市(嬉野管内) 自治会	H15～ 継続	0	7 - 3	H16予算:570千円
松阪市 (飯高管内)	資源ステーション設置事業	飯高管内に資源ステーションを4ヶ所設置。新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・アルミ缶・ペットボトルをステーション回収。	市(飯高管内)	H13～ 継続	0	7 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
明和町	再生資源集団回収事業奨励金制度	町民団体による資源回収活動に対して奨励金を交付している。	町	通年	2,400	7 - 3	
大台町	再生資源集団回収事業奨励金	民間団体が実施する資源ごみ集団回収事業に対する助成(紙類、缶類5円/kg、瓶類2円/本)	町 民間団体	H5～ 継続	1,300	7 - 3	
大台町	資源ごみ拠点回収ステーションでの回収	町内3箇所に拠点回収ステーションを設置し新聞、雑誌類を回収し、まとまった数量になれば古紙業者に引き渡す。管理は地域団体に依頼し再生資源集団回収事業奨励金により対応。	町 民間団体	H16～ 継続	0	7 - 3	
勢和村	再生資源集団回収事業	再生資源の回収を集団で行う団体に奨励金を交付する。古紙等4円/kg、びん類3円/本。	勢和村内の自治会等	H9～		7 - 3	
宮川村	古紙ストックヤードによる古紙回収の推進	役場本庁及び各支所に古紙ストックヤードを設置して、古紙の持ち込みを奨励し、紙ごみの減量化・再資源化を推進する。	宮川村 環境課	通年	0	7 - 3	
宮川村	再生資源集団回収事業奨励金を活用した古紙・アルミ缶・ビン等の集団回収の推進	小中学校・ボランティアグループ等による古紙・アルミ缶・ビン等の集団回収に対して、奨励金を交付して集団回収活動を奨励し、ごみ減量化・再資源化を推進する。	宮川村 環境課	通年	640	7 - 3	
宮川村	金属製粗大ごみのリサイクル	住民から排出される金属製粗大ごみ(自転車・トタン・バイク・農機具等)について、リサイクル業者に引き渡してリサイクルを推進する。	宮川村 環境課	通年	240	7 - 3	予算:収入
伊勢市	資源拠点回収ステーション推進事業	資源ビン、紙類・布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の分別回収の充実に伴い、資源物を分別しても、回収日まで家庭で保管しておくことが困難な状況が生じてきた。この状況を解消し、ごみの減量・資源化を更に推進するため、拠点回収を行う資源ステーションを開設する。	伊勢市	H14～ 継続	10,217	7 - 3	
伊勢市	再生資源回収推進事業	再資源回収団体に対し奨励金を交付(4円/kg)することにより、ごみの減量化、再資源化の推進を図る。	伊勢市	H3～ 継続	8,000	7 - 3	
鳥羽市	再生資源回収事業奨励金制度	紙類、布類、缶、ビンの回収を行った団体に3円/kgの奨励金。	市	H7～ 継続	2,500	7 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
志摩市	リサイクル事業奨励金制度	廃棄物の減量化を促進し、資源の再生化を図るとともに、廃棄物に対する市民の意識を高めることを目的として、再生資源の回収事業を行う営利を目的としない団体に対し、リサイクル事業奨励金を交付する。	志摩市	H16.10～ 継続	1,800	7 - 3	
玉城町	再生資源集団回収事業奨励	再生資源回収推進登録団体に奨励金を交付。 (回収量3円/kg)	玉城町	H5～ 継続	1,000	7 - 3	
小俣町	再生資源集団回収奨励金事業	資源の再生化を図るため、自治会、婦人会、老人会、親子会、PTA等営利を目的としない団体を対象に奨励金を交付。	小俣町	H5～ 継続	1,200	7 - 3	
大紀町	再生資源集団回収事業奨励金	町内の登録団体に対し、紙類5円/kg、缶類3円/kg、ビン類2円/本を交付する。	大紀町	H4～ 継続	469	7 - 3	
大紀町	再生資源回収事業(リサイクル)	年に3回程度、町内2ヶ所において、紙類・缶類・ビン類の拠点回収を行う。	大紀町	H4～ 継続	84	7 - 3	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
桑名市	一般廃棄物処理計画	ごみ行政への市民参画を実現するため、計画策定に係る委員の公募や、市民を対象にしたワークショップや組成分析調査、先進地視察など多様な機会を提供しながら一般廃棄物処理計画を策定する。	市民 NPO 市	H17	7,000	8 - 1	
亀山市	廃棄物減量等推進審議会	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、ごみの減量と再生利用の推進方策等について審議する。	亀山市	H6～ 継続	376	8 - 1	H16予算:352千円
明和町	ごみ減量化対策委員会	ごみの減量化・再資源化の推進のため、意見を聴きごみ減量化講習会を計画する。	町	通年	76	8 - 1	
伊勢市	伊勢市ごみ問題市民会議	ごみ減量及び資源化対策に対する市民の意識の高揚を図るため、伊勢市環境リサイクルフェア、早朝清掃、先進地視察などを実施。	伊勢市ごみ問題市民会議 伊勢市	H4～ 継続	900	8 - 1	
桑名市	桑員マイバッグ運動	レジ袋の削減を目的に、市民・事業者・行政が協働して、マイバッグ持参運動を行なう。協力店は市町村からキントシールを1枚1.6円で購入する。市民は協力店に備え付けの「レジ袋いりません」カードを提示(レジ袋を辞退)すると、1回の買い物につきキントシール1枚がもらえる。市民はキントカード(キントシール20枚)と景品を交換する。	市民 事業者 市	H13～ 継続	0	8 - 2	
いなべ市	桑員マイバッグ運動	レジ袋の削減を目的に全市民を対象に買い物したお店でレジ袋を断ってもらうとキントシールを配付(1回の買い物に1枚)し、20枚でトイレトペーパー1ロールと交換または抽選会の引換券とし、年1回桑員地区で抽選会を実施する。	市	H15～ 継続	700	8 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
木曾岬町	桑員マイバッグ運動事業	<p>ごみ減量・生活スタイルの見直しを目的に、桑員地区2市2町【桑名市(多度町・長島町を含む)・いなべ市(北勢町・員弁町・大安町・藤原町)・東員町・木曾岬町】の共同により、広域的かつ総合的なごみ減量施策のひとつとして、取り組んでいます。</p> <p>桑員地区の「桑員マイバッグ運動」協力店でお買い物をし、レジの前に置いてある「レジ袋いりませんカード」を取って提示し「1キント」を受け取り、「貯キントカード」に貼って集め(1枚のカードに20キント)、賞品と交換していただけます。</p> <p>また、「貯キントカード」を抽選券として、年に1回合同で桑員マイバッグ大抽選会を開催しております。</p> <p>協力店は町内に7店舗あり、桑員地区全体では322店舗が協力店となっています。</p>	桑員地区 2市2町	H15.7～	0	8 - 2	
東員町	桑員マイバッグ運動	<p>レジ袋のごみ発生を抑制することを目的に、町民が買物時に協力店へマイバッグを持参するとポイントシールを配布し、ポイントによる景品交換や抽選会参加等の特典を付し、町民へマイバッグ持参の協力を推進する。</p>	町 (クリーン作戦委員会)	H17		8 - 2	
香良洲町	マイバッグ運動	<p>スーパー等でのレジ袋削減にあたり、平成12年度にマイバッグを全戸配布した。以降、新規転入世帯の方に対し、窓口にて配布している。</p>	町	H12～ 継続		8 - 2	予算:H12当時 1,200千円
白山町	マイバッグ各戸配布	<p>家庭から排出されるごみの減量を図るため、各家庭にマイバッグを配布した。(レジ袋ゼロ運動)</p>	白山町	H13		8 - 2	H13予算:2,835千円
伊勢市	レジ袋減量化事業	<p>レジ袋の減量化に向けて、平成13年度に各戸配布した伊勢市オリジナルマイバッグの利用促進を図った。</p>	伊勢市	H13～ 継続		8 - 2	
伊賀市	エコスマイルモニター事業	<p>希望世帯を募り、エコバッグについてモニターしていただきました。(約1,000世帯)</p>	上野市	H13		8 - 2	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
桑名市	リサイクル推進施設 (クルクル工房)	リサイクル活動の場を提供することにより、ごみ減量・再資源化の一層の推進と資源節約・循環型社会の構築を目指す。施設の企画運営はNPO法人に委託。 資源物ステーション クルクルショップ(リサイクルショップ) 環境資料広場 おもちゃ病院、傘直し、環境教育 堆肥の二次処理(完熟化)	市民 NPO 市	H13～ 継続	25,412	8 - 3	予算については、リサイクル推進施設全体 その他 3-1、7-3、9-1、5-1
伊勢市	廃棄物減量等推進員	市と市民をつなぐパイプ役として、また地域のリーダーとして、ごみ減量、リサイクルの普及・啓発、ごみの分別・出し方の指導等の役割を依頼。	伊勢市	H9～ 継続	1,560	8 - 3	
名張市	環境委員制度	各地区1名以上委嘱しており、地域で分別指導等を行っている。	市		1,690	8 - 3	
名張市	地域での環境キャンペーン	各地区が自主的に、市の分別ガイドブックを各戸配布したり、資源の日に分別指導をする。	自治会			8 - 3	
鵜殿村	ごみBOX代表者会議	100余りあるごみBOXの代表者に集まっていたいただき、ごみ収集方法・分別方法を説明し、ごみ減量化、排出抑制に努めている。	鵜殿村 (福祉衛生課)	H17.5	200	8 - 3	
津市	情報伝達手段の充実及び啓発PRの強化	自治会等団体に対し、分別・減量の説明会開催。	津市	H12～ 継続	0	8 - 4	
津市	情報伝達手段の充実及び啓発PRの強化	ホームページ・ケーブルテレビ等を活用し、ごみの分別等の情報提供。	津市	継続	0	8 - 4	
伊勢市	啓発事業	希望する自治会や幼稚園、小学校等を対象に、伊勢市のごみの現状及びごみの分け方・出し方について説明会(パワーポイント等使用)を実施。 ケーブルテレビ、HP、広報などの媒体を通じて3R、発生抑制に重点を置き、ごみに関する情報を提供。 伊勢市ごみ問題市民会議と協力して、カレンダーの機能及びごみ収集日、ごみの減量・分別の徹底等の啓発内容と合わせて記載した「ごみリサイクルカレンダー」を作成し、全戸配布。	伊勢市	継続	2,709	8 - 4	予算については、ごみリサイクルカレンダー分

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
四日市市	環境学習資料「くらしとごみ」を用いた、ごみについての学習	環境学習資料「くらしとごみ」を市内全小学校4年生に配付している。その資料を用いて、市内のごみ総量・回収方法・リサイクル等について学習を進めている。また、毎年度末に数値・写真等の改訂を行っている。	四日市市教育委員会指導課	1年	306	9 - 1	
四日市市	環境学習資料「くらしとごみ」を用いた、環境についての学習	環境学習資料「くらしとごみ」を市内全小学校4年生に配付している。その資料を用いて、生活排水、浄化センター、地域ぐるみの取り組み等、環境についての学習を進めている。また、毎年度末に数値・写真等の改訂を行っている。	四日市市教育委員会指導課	1年	306	9 - 1	
亀山市	こどもエコクラブ全国フェスティバル事業	小中学生が自主的な環境活動を実践する「こどもエコクラブ」の全国フェスティバルを本市が環境省、県、(財)日本環境協会と共催で開催する。	亀山市	H17	10,200	9 - 1	
津市	環境学習・環境教育の充実	小学校4年生に環境の副読本作成配付。	津市	継続	347	9 - 1	
白山町	一日環境学習会	小中学生を対象に環境学習会を実施。(三重県環境学習情報センターでの学習やごみ処理施設の視察等)	白山町	H12～継続	33	9 - 1	
松阪市	小学生用小冊子「わたしたちのくらしとごみ」配布	小学4年生の社会科学習「くらしとごみ」の単元学習時に小冊子を活用してもらい、環境・ごみ問題を認識してもらい、学習や自らの生活に役立ててもらおう。(H17から合併した地域のごみ収集の流れも掲載し、該当小学校にも配布)	市	H9～継続	460	9 - 1	
松阪市 (本庁管内・三雲管内)	ごみ収集実地研修・施設見学	小学4年生を対象にごみの収集体験・工場見学をしてもらうことにより、ごみ問題の現状を体験してもらい、リサイクルの必要性を啓発する。(本庁管内の清掃施設・三雲リサイクルセンター)小学生のみならず一般も受け入れており、市政バス等でも見学してもらっている。	市(本庁管内・三雲管内)	継続中		9 - 1	
松阪市	出前講座「ごみとリサイクル」	まちづくり推進課で実施の出前講座に取り入れてもらい、ごみ問題・リサイクルの啓発について要望のある団体に対して出向き、啓発活動を行っている。	市	継続中		9 - 1	
明和町	ごみ減量化講習会	ごみの減量化・再資源化の推進のため、町民対象に講習会を開催。	町	年数回	20	9 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
宮川村	小中学生を対象にした環境教育	小学4年生及び中学生を対象に「ごみ分別から考える環境問題」と題して環境授業を年1回行い、ごみ減量化・資源化について話しをする。	宮川村 宮川小・中学校	各校年1回	0	9 - 1	小・中学校長からの要請による
度会町	美化センター見学	学校より要望があった場合、センター内を見学し、ごみの排出量や分別の状況を説明し認識を深めてもらう。	町	H17～		9 - 1	
名張市	出前トーク	団体等から要望があれば「ごみの分け方・出し方」に関する説明に向かう。	市			9 - 1	
名張市	施設見学会	団体等から要望があれば、処理場の見学会を実施している。	伊賀南部環境 衛生組合			9 - 1	
御浜町	リサイクルセンター見学	町内の小学4年生が見学し、その後質疑応答を行い、資料を配付している。	町	毎年		9 - 1	
御浜町	御浜トーク	団体等から要請があれば環境に関する説明に向かっている。	町	通年		9 - 1	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
菰野町	クリーン大作戦事業	町区長会主催により、不法投棄撲滅するために全町的に清掃活動をする。(年1回)なお、回収物のうち、資源化できるものは一般の廃棄物同様洗浄し、異物を取り除くことも地区ごとに行なう。	町区長会	H10～ 継続	現行予算 内で対応	-	
菰野町	不法投棄・パトロール 業務	パトロールは投棄犯人者を確定するための監視パトロールと投棄者不明の廃棄物を回収する清掃パトロールに役割を分け、不法投棄の防止に努める。	菰野町	H12～ 継続	現行予算 内で対応	-	
菰野町	土地所有者に不法投棄 防止措置の啓発	土地所有者及び管理者に対して自己所有地に不法投棄された場合、条例に基づき、土地の清潔保持が怠るような管理状態で投棄された場合には管理者にも責任があることの理解を得て、不法投棄予防に努める。	菰野町	H10～ 継続	現行予算 内で対応	-	
松阪市 (嬉野管内)	ごみゼロ運動	嬉野管内全域において、各自治会単位で清掃活動を行う。	市(嬉野管内) 自治会	H17.5.30	773	-	旧嬉野町より実施 しており9回目
松阪市 (飯高管内)	飯高ごみゼロ早朝清 掃事業	飯高管内の自治会で年4回早朝清掃活動を実施。地域の清掃とともに、「ごみは捨てればごみ、拾えば資源」の意識高揚を図る。	自治会 子ども会	年4回 6、9、11、3月	100	-	
松阪市 (松阪本庁管 内)	ごみゼロ運動	松阪を美しくする運動推進本部により、5月30日のごみゼロの日に松阪公民館周辺の清掃・美化活動を行っておりごみゼロの啓発と環境美化に取り組んでいる。	NPO 公民館	H17.5.30		-	将来は合併後の全 地域に広げる予定 予算：松阪公民館 より補助金交付
明和町	町環境基本計画の推 進	町環境基本条例により策定した環境基本計画を推進する。	町	通年	0	-	
伊勢市	市民版ISO普及事業	一般応募により参加者を登録し、各家庭で一定期間環境保全活動に取り組む。	伊勢市 市民	H14～ 継続	410	-	
度会町	河川美化活動補助	河川の清掃・美化活動を実施する団体へ補助金を交付する。	自治会	H17	30	-	
名張市	ごみゼロ(5月30日)の 日の活動	市内の一般廃棄物収集運搬業者が毎年5月30日に啓発ティッシュ等を配ったり、美化行動をしている。	一般廃棄物収 集運搬業者			-	
名張市	廃食油せっけんの利 用	市で回収した廃食油からせっけんを作っている会社から粉せっけんを購入し、販売、利用、普及啓発している。	環境団体			-	

市町村	取組の名称	取組概要	実施主体	実施期間	予算額 (千円)	基本取組番号	備考
紀伊長島町	廃棄物減量等推進協議会	廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生処分の方法等を協議する。 (2年毎に委員を改選)	紀伊長島町環境課	毎年	394	-	
鵜殿村	栄養教室	バランスの取れた食事・健康な生活を送るため、食についての講習や生活環境のことについて学習する。 (例年8月に環境、ごみについて学習する)	鵜殿村 (健康づくり推進室)	H17.4～ H17.11		-	

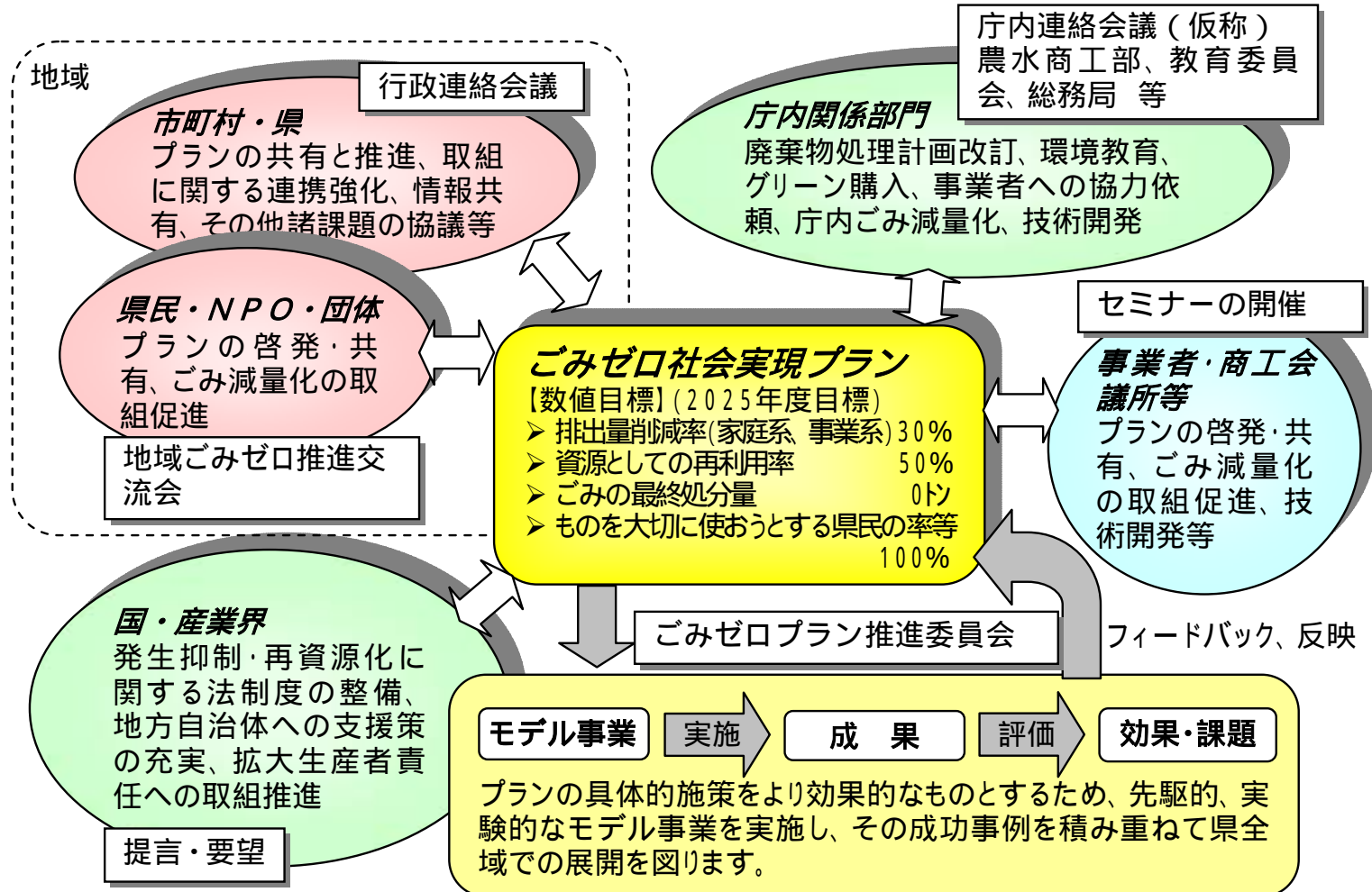
ごみゼロ社会実現に向けて

- 平成18年度以降の取組について -

三重県ごみゼロ推進室

「ごみゼロ社会」実現推進事業費(平成18年度)

- ・取組の視点: 県全域での展開に向けて
- ・主な事業: ごみ減量化等への取組の促進(啓発、情報発信等)
モデル事業の実施とプランの充実
減量化等可能性調査の実施



ごみゼロプラン推進モデル事業

平成18年度ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業実施計画

市町村	事業概要
東員町	<p>「町民参画によるごみ処理基本計画づくり」</p> <p>ごみ行政への町民参画を実現するため、町民・NPO等で構成する計画策定会議を設置し、先進事例の視察、ワークショップ、アンケート調査、フォーラムなどを実施や町民を対象とした学習会など多様な参画の機会を提供し計画を策定する。</p>
鳥羽市	<p>「リサイクルパーク(仮称)整備事業」</p> <p>家庭や事業所から出るごみの発生抑制とリサイクルを推進するため、「リサイクルパーク(仮称)」の整備を行う。</p> <p>【設置施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化二次発酵施設 ・資源物分別保管施設 ・粉石鹼製造施設 ・市民農園 <p>【管理主体】 NPO法人</p>

廃棄物会計基準等の活用促進

三重県

環境省

H17

- ・モデル市町村に対する技術支援及びコスト分析
- ・廃棄物会計活用方法の提案

一般廃棄物会計基準(案)の策定・公表

H18

- ・17年度事業モデル市町村に対するフォローアップ(情報提供等)
- ・廃棄物会計に関する研修会の実施
- ・コストデータを活用した政策立案、事業効率化等取組の促進(市町との共同調査等の実施)

廃棄物会計基準(案)について、全国規模で市町村のモニターを募り、その意見・提案などを踏まえて、廃棄物会計基準(案)を見直す。

LCAに関する調査研究

廃棄物会計基準の策定・公表

市町においてコストデータ等を活用した施策等の実施、情報提供

啓発・情報発信、関係機関との連携強化など

1 ごみゼロ白書の作成

県内のごみ処理状況やプラン推進モデル事業、ごみ減量化促進事業などプラン推進の取組について、その実施状況や評価を「ごみゼロ白書」としてとりまとめ、広く県民に周知します。

作成部数 5,000部

主な配布先 プラン策定関係者(委員、アドバイザー、談義出席者等)、市町村、関係行政機関、事業者セミナーや生ごみ堆肥化講座、出前トーク等県関係事業・会議の出席者など

2 ごみゼロホームページの管理・運営

プラン推進の取組についてインターネットと通じ広く情報発信を行うことにより、県民と情報を共有するとともに、県民主体の実践活動等を促進するため、ごみに関するポータルサイト(玄関)としてごみゼロホームページの管理運営を行います。

3 市町村との連携・協働の推進

(1)行政連絡会議の開催

(2)市町村ごみ政策に関する情報の収集・活用と計画づくり等への参画

(3)市町村のごみ処理の実態に関する調査等の実施

4 他県等との連携・協働の推進

近隣の県市や事業者との連携・協働によりごみ減量化施策を推進するため、知事会議や関西連携協議会等広域連携組織を通じて提言・要望活動を行うとともに、実践活動に取り組みます。

ごみ減量化モデル事業の実施

平成18年度ごみ減量化モデル事業実施計画

市町村	事業概要
東員町	<p>【継続】資源ごみストックヤードの整備(4箇所)</p> <p>資源ごみとして現在各戸収集している新聞、雑誌、段ボールについて、収集拠点となるストックヤードを団地内にモデル的に整備(5棟)し、自治会がその管理運営業務を担うことにより、行政の収集運搬費用の削減とともに、住民のごみ減量等に対する意識向上を図る。</p>
伊勢市	<p>【継続】資源物回収ステーションの整備(3箇所)</p> <p>地区に複数設置している資源物収集拠点を集約すべく順次、小学校区単位で資源回収ステーションを1箇所整備し、行政の資源物収集の効率化及び住民の利便性向上を図るとともに、自治会に管理運営業務を委託するなど地域住民との連携・協働して取り組むことにより、住民のごみ減量等に対する意識の向上やコミュニティの活性化につなげる。</p> <p>平成17年度までに9箇所整備済み</p>

県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組

三重県庁ISO14001の更新(平成17年10月)

重点目標 庁内オフィスごみ

【環境目的】 庁内オフィスごみの排出量の削減を図る

指 標	【環境目標】					
	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
庁内オフィスごみ 排出量削減率	1%以上		2%以上		3%以上	
	【対平成15年度実績】 (参考)		【対平成15年度実績】 (参考)		【対平成15年度実績】 (参考)	
	H15実績	H17目標	H15実績	H18目標	H15実績	H18目標
	875t	866t	875t	857t	875t	848t

【具体的な取組内容】

マイボトル・マイカップ運動

わかりやすいごみの分別表示、分別ハンドブックの作成・普及啓発

用紙類の削減

「ごみゼロ社会実現プラン」における具体的な取組と県の役割

資料6

基本方向	基本取組	基本取組の具体的な内容	役割	スケジュール(実施時期)					
				2005	2006	2007 ~ 2010	2011 ~ 2015	2016 ~ 2025	
1 拡大生産者責任の徹底	1-1拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討	(1)拡大生産者責任と費用負担のあり方についての調査研究の実施	調査研究の実施	←→					
		(2)拡大生産者責任の徹底の関する具体的な方策についての調査検討の実施	調査検討の実施	←→	←→				
		(3)国、業界への提言	国、業界への提言						
	1-2拡大生産者責任に基づく取組の推進	(1)拡大生産者責任に基づく事業活動の推進							
		(2)行政における拡大生産者責任に基づく取組の促進	拡大生産者責任に基づく取組促進のための啓発、パイロット事業の実施、情報発信、調査研究						
	2 事業系ごみの総合的な減量化の推進	2-1事業系ごみ処理システムの再構築	(1)事業系ごみの処理実態等の把握	モデル的に実施する場合、市町村との共同調査 市町村に対する他事例の情報提供	←→				
(2)事業系ごみ適正処理システムの検討・整備			一般廃棄物に係るマニフェスト制度の検討・提案及び導入の支援	←→	←→				
(3)事業系ごみ排出者の届出指導等			標準的な届出制度のガイドライン整備、他事例の等の情報提供	←→	←→	←→			
(4)適正なごみ処理料金体系の構築			標準的なコスト計算法等の提供	←→	←→	←→			
(5)一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立			事業系ごみ減量化対策と目標数値設定資料等の提供	←→	←→	←→			
2-2事業系ごみの発生・排出抑制		(1)事業所内教育の推進	事業者に対する啓発、情報提供						
		(2)ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進	ISO14001認証取得に関する事業者支援						
		(3)自主情報公開制度の推進	標準的な自主情報公開制度の構築						
2-3事業系ごみの再利用の促進		(1)業種別ガイドラインの作成	業種別のガイドラインの策定			←→			
		(2)事業系ごみの再資源化推進	事業者等への情報提供や技術的支援、広域的な流通ルートの構築、技術開発や調査研究における産学官も連携・交流の促進			←→	←→	←→	
3 リユース(再使用)の推進		3-1不用品の再使用の推進	(1)フリーマーケット等の開催	不用品の有効利用に係る啓発・会場等の支援					
			(2)不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり						
	(3)不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進								
	(4)リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり		リサイクルショップ認定制度等利用促進のための仕組みづくり、リサイクルショップに関する情報発信	←→	←→				
	3-2リターナブル(リユース)容器の普及促進	(1)既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進	リターナブル容器の良さなどのPR						
		(2)新たなリターナブル容器システムの構築	新たなリターナブル容器システムの構築に対する支援・協力	←→	←→	←→			
		(3)リユースカップ・システム等の推進	集客交流施設等へのリユースカップ導入促進、公共施設におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売	←→	←→	←→			
		(4)移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用	県主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用、イベント等における使い捨て容器禁止のルール化、移動食器洗浄車の購入・貸し出し	←→	←→	←→			
		(5)エコイベントの推進	エコイベントシステムの運営・啓発、エコイベントの実施、エコイベント推進に向けた仕組みの検討						
	3-3リースやレンタルの推進	(1)民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大	リース・レンタルのサービスのPR、リース・レンタルのサービスの積極的な活用						
	3-4モノの長期使用の推進	(1)製品等の修理・修繕等のサービスの拡大	住民に対する啓発						
(2)アップグレード(製品の性能・機能の向上)サービスの拡大		住民に対する啓発							

備考)



- ：調査・研究、マニュアル策定、システム整備などに関する取組
- ：啓発、PR、情報提供などに関する取組
- ：技術支援、財政的支援、コーディネートなどに関する取組

基本方向	基本取組	基本取組の具体的な内容	役割	スケジュール(実施時期)				
				2005	2006	2007 ~ 2010	2011 ~ 2015	2016 ~ 2025
4 容器包装ごみの減量・再資源化	4-1容器包装リサイクル法への対応	(1)容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施	容器包装リサイクルに係る効果検証調査の実施	←	→			
		(2)国への提言・要望	国対し容器包装リサイクル法の改正について要望					
		(3)容器包装リサイクル法の完全実施	容器包装リサイクルの効果検証調査の実施、国への要望、分別収集促進計画の策定	←	→			
	4-2容器包装の削減・簡素化の推進	(1)製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施	啓発・PR					
		(2)容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践	啓発・PR					
	5 生ごみの再資源化	5-1生ごみの堆肥化・飼料化	(1)家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	市町村への情報提供	←	→		
(2)事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築			事業者に対する堆肥化事業立ち上げ支援	←	→			
(3)家庭での生ごみ処理機の活用			減量効果の情報提供	←	→			
5-2生ごみのエネルギー利用		(1)生ごみバイオガス化に向けた調査の実施	情報提供、技術支援等調査への協力	←	→			
		(2)生ごみバイオガス化発電等の実証試験の実施	情報提供、技術支援等調査への協力			←	→	
		(3)生ごみバイオガス化発電等の導入	情報提供、技術・財政支援等の協力			←	→	
		(4)廃食用油のBDF化による活用	情報提供、技術・財政支援等の協力	←	→			
5-3生ごみの生分解性プラスチック等への活用		(1)生ごみを原料とした生分解性プラスチック等の研究開発	事業者や大学等との連携のもと調査・研究開発		←	→		
6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進		6-1ローカルデポジット制度の導入	(1)商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入	デポジットシステムの構築に関する調査研究、パイロット事業の実施、市町村と連携しモデル事業に取り組む事業者を支援			←	→
	(2)観光地等における飲料容器デポジット制度の導入		デポジットシステムの構築に関する調査研究			←	→	
	6-2障害者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進	(1)障害者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開	福祉関係者と事業者等との連携をコーディネート、福祉関係団体等への情報提供、財政支援等					
		(2)元気な高齢者等の活力をごみゼロに生かす仕組みづくり	企業退職者等の活力を生かす仕組みづくりに関する提案・協力					
	6-3ごみゼロに資する地域活動の活性化促進	(1)地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進	取組事例に関する情報提供など支援・協力					
		(2)コミュニティ単位でのごみゼロ活動の促進	—————					
		(3)基金による地域住民活動の支援	—————					
	6-4民間活力を生かす拠点回収システムの構築	(1)店頭回収システムによるリサイクルの促進	店頭回収資源物取り扱いマニュアルの作成	←	→			
		(2)NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築	再生事業者に関する情報の収集・提供	←	→			
	6-5サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル	(1)地域内の物流網等を生かした資源物回収サービスの展開	—————					
		(2)流通販売事業と製造業、農業等の連携による再資源化事業の展開	—————					
	6-6埋立ごみの資源としての有効利用の推進	(1)廃プラスチック等の有効利用に関する調査研究	廃プラスチック等排出の状況や利用の際の条件、活用方策に関する調査研究	←	→			
(2)事業者における廃プラスチック等の利用促進		事業者のニーズの掘り起こし、事業者との連携による調査研究、システム整備への支援・協力	←	→				

備考)



:調査・研究、マニュアル策定、システム整備などに関する取組

:啓発、PR、情報提供などに関する取組

:技術支援、財政的支援、コーディネートなどに関する取組

基本方向	基本取組	基本取組の具体的な内容	役割	スケジュール(実施時期)				
				2005	2006	2007 ~2010	2011 ~2015	2016 ~2025
7 公正で効率的なごみ処理システムの構築	7-1ごみ処理の有料化等経済的手法の活用	(1)ごみ減量化対策における経済的手法の検討	経済的手法に関する情報の提供	←	→			
		(2)家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施	情報提供、技術的支援	←	→			
		(3)家庭系ごみ有料化制度の検証	調査の実施・協力	←	→			
		(4)家庭系ごみ有料化制度の導入	情報提供、技術的支援	←	→			
	7-2廃棄物会計・LCAの活用促進	(1)廃棄物会計導入マニュアルの作成	マニュアルの作成	←	→			
		(2)廃棄物会計導入に向けた普及活動の実施	ヒアリング実施、研修会の開催	←	→			
		(3)LCA手法の適用可能性調査の実施	適用可能性調査等の実施		←	→		
		(4)市町村ごみ処理カルテの作成とその活用促進	技術情報の提供等カルテ作成支援、ベストプラクティス情報の提供			←	→	
	7-3地域密着型資源物回収システムの構築	(1)資源回収ステーションの設置・運営	—————					
		(2)地域ニーズに対応した集団回収の促進	—————					
	7-4地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進	(1)ごみ排出特性の把握・活用	調査等への協力			←	→	
		(2)市町村ごみマップの活用	—————					
8 ごみ行政への県民参画と協働の推進	8-1住民参画の行動計画づくり	(1)住民参画による市町村ごみ処理基本計画の策定	モデル的に実施する場合、市町村との協働事業住民参画マニュアルを作成する。	←	→			
		(2)住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開	ごみ減量会議等の活動への協力					
		(3)地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流の場づくり	地域ごみゼロ推進交流会を県民局単位で開催					
	8-2レジ袋削減・マイバッグ運動の展開	(1)レジ袋ないない活動の展開	レジ袋削減・マイバック運動のPR、三重県レジ袋協議会を通じキャンペーンを展開する団体を支援					
	8-3ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進	(1)NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進	NPO等との協働事業等のための仕組みづくり、事業の実施	←	→			
		(2)ごみ行政におけるNPO等との連携・協働の推進	—————					
		(3)ごみゼロNPOマップの作成	ごみゼロNPOマップの作成					
		(4)自分たちの活動が地域社会で役立っていることを実感させる仕組みづくり	ごみゼロに取り組む個人や地域団体、NPO等の活動の顕彰・PR					
	8-4情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化	(1)「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発	ごみゼロプランに関する情報提供					
		(2)コスト情報等の積極的な提供	—————					
		(3)ホームページ等各種メディア等を活用したごみに関する情報発信の充実	「ごみゼロ」ホームページの管理運営					
	9 ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり	9-1環境学習・環境教育の充実	(1)環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発	関係各機関との連携によるツール・プログラム等の開発	←	→		
(2)20年後のライフスタイル体験プログラムの実施			体験プログラム提供事業の企画・運営、自治会、NPO等民間団体等への支援			←	→	
(3)「こどもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進との連携強化			人材派遣などのエコクラブに対する支援					
(4)家庭における環境学習・教育の推進			家庭における環境学習・教育の啓発、ごみゼロプランPR版の作成・配布、環境学習等を推進するNPO等への協力・支援					
(5)県環境学習情報センターの機能の充実と活用			環境学習プログラムの企画立案、環境学習機会の提供					
9-2ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援		(1)より専門的な技術や知識を伝授する「ごみゼロ達人」の育成	ごみゼロ達人の育成	←	→			
		(2)「ごみゼロ人材ガイドブック」の作成	情報収集、人材ガイドブックの作成・公開・更新	←	→			

備考)



:調査・研究、マニュアル策定、システム整備などに関する取組

:啓発、PR、情報提供などに関する取組

:技術支援、財政的支援、コーディネートなどに関する取組